

令和7事業年度

独立行政法人国際協力機構 有償資金協力勘定

業務報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

独立行政法人国際協力機構

法人番号 9010005014408

目次

1.	法人の長によるメッセージ	1
2.	法人の目的、業務内容	2
(1)	目的	2
(2)	業務内容	2
3.	政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	4
4.	中期目標	5
(1)	概要	5
(2)	一定の事業等のまとまりごとの目標	5
5.	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	9
(1)	持続可能な社会の実現に向けた取り組み	9
(2)	多様なパートナーとの協働・共創	9
6.	中期計画及び年度計画	11
7.	持続的に適切なサービスを提供するための源泉	13
(1)	コーポレートガバナンスの状況	13
(2)	役員等の状況	15
(3)	職員の状況	18
(4)	重要な施設等の整備等の状況	18
(5)	純資産の状況	18
(6)	財源の状況	19
(7)	環境社会配慮等の状況	19
(8)	法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	21
(9)	サステナビリティに関する方針及び取組の概要	26
8.	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	33
(1)	コンプライアンス	33
(2)	リスク管理	33
(3)	金融リスク管理	33
(4)	安全対策3本柱への不断の取り組み	35
9.	業績の適正な評価の前提情報	38
10.	業務の成果と使用した資源との対比	39
(1)	当事業年度の主な業務成果・業務実績	39
(2)	自己評価	41
(3)	主務大臣による過年度の総合評定の状況	42
11.	予算と決算との対比	43
12.	財務諸表	44
(1)	貸借対照表	44
(2)	行政コスト計算書	44
(3)	損益計算書	45
(4)	純資産変動計算書	45
(5)	キャッシュ・フロー計算書	46

13.	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	47
(1)	貸借対照表	47
(2)	行政コスト計算書	47
(3)	損益計算書	47
(4)	純資産変動計算書	47
(5)	キャッシュ・フロー計算書	47
14.	内部統制の運用に関する情報	49
15.	法人の基本情報	50
(1)	沿革	50
(2)	設立根拠法	50
(3)	主務大臣	50
(4)	組織図（令和8年3月31日現在）	51
(5)	事務所の所在地（令和8年3月31日現在）	52
(6)	関連公益法人等の情報	54
(7)	主要な財務データの経年比較	54
(8)	翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画	55
16.	参考情報	58
(1)	要約した財務諸表の科目の説明	58
(2)	その他公表資料との関係の説明	59
	(別添) 関連会社及び関連公益法人等の情報	60

2025年は、気候変動の深刻化や武力紛争・人道危機の長期化等により、世界の不確実性が一層高まり、複合的危機の影響が強く認識された年でした。大阪・関西万博、第9回アフリカ開発会議、青年海外協力隊60周年記念など世界と日本の関係、特に日本に対する信頼や日本のODAへの期待を強く感じる機会が多かった年でもあります。世界的な混乱に対し、ほとんどの国のリーダーは平和と国際秩序の維持が自国の安定・成長のために不可欠と考えています。世界の経済相互依存の中でしか繁栄を維持・発展できない日本にとって、これら国々との信頼関係や協働関係の構築は極めて重要です。ODA事業は日本の繁栄のための先行投資であると考えられる背景です。



私たちは我が国ODA事業の指導理念である「人間の安全保障」や日本政府の推進する「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向け、世界各国で事業を展開してきました。AI・データ時代を視野に入れた政策立案者や技術者の育成、港湾、水道、病院、学校など基幹インフラの整備、鉱物資源サプライチェーンの強靱化や開発途上諸国の海上保安能力の向上等にも取り組みました。ベトナムをはじめとする開発途上国では、当法人の研修参加経験者が政府要職に就く等、長年の人材育成の成果が着実に現れています。人材や制度づくりを重視し、現地で持続する形で成果を定着させることこそが、真に持続可能な開発につながると考えています。

また、自然災害が頻発する中、ミャンマーの地震やスリランカで発生したサイクロン被害に対する緊急支援を展開しました。スリランカの被災地では、日本の支援により整備された土砂災害対策道路が通行止めを回避するなど、日本の協力により整備されたインフラの強靱性が改めて確認されました。また、ウクライナでの人道的地雷対策について話し合う地雷対策会議が東京で開催され、当法人のカンボジアでの地雷対策支援を通じて得られた知見が広く共有されたことに加え、日本の民間企業のAIを用いた地雷埋設予測等の活用を後押しし、地雷対策技術の高度化に貢献しました。こうした協力は、相手国の主体性を尊重し、自助努力を引き出す日本らしい「顔の見える国際協力」の具体例です。

一方で2025年は、ガバナンスや情報管理の重要性を再認識する年でもありました。フィリピン円借款事業における情報漏洩事案を受け、検証委員会の報告を踏まえた再発防止策を実行し、引き続き、透明性と説明責任の強化に取り組んでいます。また、誤情報が広がったアフリカホームタウン構想の経験を踏まえ、より正確でわかりやすい情報発信に努めていきます。

2025年4月のJICA法改正を受け、日本と世界の未来をつくるための投資であるODAの手段を多様化すべく、新たな協力手法の導入と体制整備を進めてきました。今後も「人間の安全保障」の実現を目指し、多様なパートナーとの共創を通じて新たな価値を生み出す触媒としての役割を果たし、国際社会の平和と安定、日本への信頼の向上に貢献してまいります。「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、人と人との信頼を礎とした国際協力を着実に進めていく決意です。

2. 法人の目的、業務内容

(1) 目的

独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）¹に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としています。

(2) 業務内容

① 日本が国際協力に取り組む意義

現在、国際社会は歴史的な転換期にあります。世界の地政学的競争が激化し、また、武力の行使による一方的な現状変化の試みなど、国際社会の安定と繁栄を支えてきた法の支配に基づく国際秩序や多国間主義は重大な挑戦にさらされ、国際社会の分断のリスクは深刻化しています。また、気候変動はより具体的な問題として認識され、加えて、世界中で感染症、食料・エネルギー価格の高騰、経済成長の減速と国内外の経済格差などの危機が複合的に発生しています。2023 年 6 月に改定された開発協力大綱で示されているとおり、持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動に関するパリ協定等の国際的な目標の達成が危ぶまれる今こそ、日本は、平和国家、責任ある主要国として、「人間の安全保障」の理念に基づき、国際協力を牽引することが求められています。

日本は、1954 年にコロンボ・プランに加盟して以降、70 年にわたり、国際社会の平和と繁栄や地球規模課題の解決のために国際協力に取り組んできました。日本自身が戦後の復興期には国際社会の支援を受け、復興と経済成長を果たしてきた経験もあり、その過程で得た知見も生かした特徴的な国際協力を実現してきました。こうした日本の着実な取り組みによって多くの国々との信頼と絆が深まりました。2011 年の東日本大震災に際しては約 210 の国・地域・国際機関等からの支援が届けられました。2024 年 1 月の能登半島地震の後にも、約 220 の国・地域・国際機関からお見舞いメッセージ等が寄せられています。

今日の複合的危機の時代に日本のみで様々な諸課題に対処することは難しく、国際社会と共に協力し、開発途上国の開発課題や複雑化・深刻化する地球規模課題に共に対処していくことは、責任ある主要国としての責務でもあります。さらに、国際協力が目的を果たす上でいかなる効果を上げたかという点も意識し、世界と日本にとって望ましい国際環境を創出していくために、国際協力を一層戦略的、効果的かつ持続的に実施していくことが求められています。

② 日本の ODA の中核を担う JICA

開発途上国の社会・経済の開発および復興・安定に寄与するため、政府をはじめ国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が国際協力を行っています。これらの国際協力のうち、政府または政府実施機関が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助（ODA）といいます。

2023 年 6 月に改定された開発協力大綱では、「人間の安全保障」が我が国のあらゆる開発協力に通底する指導理念に位置付けられました。また、「開発途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創」を継承しつつ、「共創を実現するための連帯」も強調されています。開発途上国を「対等なパートナー」と捉えることは従来からの日本の特徴ですが、共助と共創で新たな価値をつくり、日本と開発途上国、

¹ 令和 7 年 4 月 17 日付で改正

双方向で社会課題の解決策や社会的価値を環流する協力関係に向け新たな段階へと進んでいく決意を表しています。

当法人は、日本の二国間 ODA の中核を担う実施機関であり、「人間の安全保障」の実現に向け、人々の命、生活、尊厳を守り、格差が緩和された、誰も取り残さない発展を目指し、持続可能性、包摂性、強じん性を伴う経済社会づくりを目指し、事業を推進しています。開発途上国が抱える課題の解決に貢献するため、二国間 ODA の主たる手法である「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」²に加え、「市民参加協力」「国際緊急援助」「研究活動」「民間連携」などのさまざまな協力メニューを活用し、世界各地の 96 カ所に設置する海外拠点窓口として、世界約 140 の国・地域で事業を展開しています。

また、開発途上国と日本の地域の結節点として、日本国内の各地域に 15 カ所の国内拠点³を設置しています。日本国内の各地域の特性や強みを生かして国際協力を推進するとともに、開発途上国から得られた知見や経験を日本の地域の発展にもつなげる取組を進めています。

開発途上国との対話・協働の場において、日本の民間企業や市民社会、地方自治体、大学・研究機関などのさまざまなアクターと連携し、互いの強みを生かして開発効果を最大化し、開発途上国の課題解決と同時に、国内の課題解決や経済成長にもつなげていきます。



² 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

³ 2026年3月31日現在

3. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

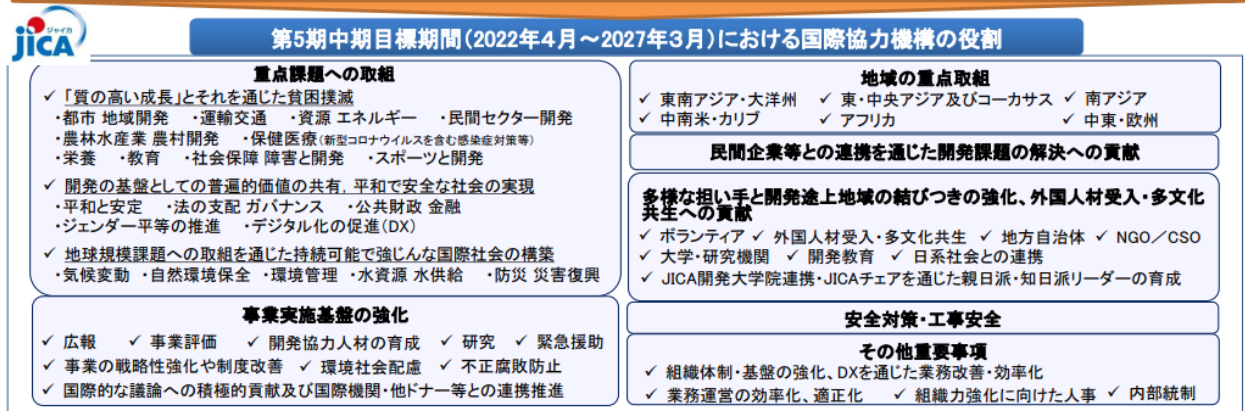
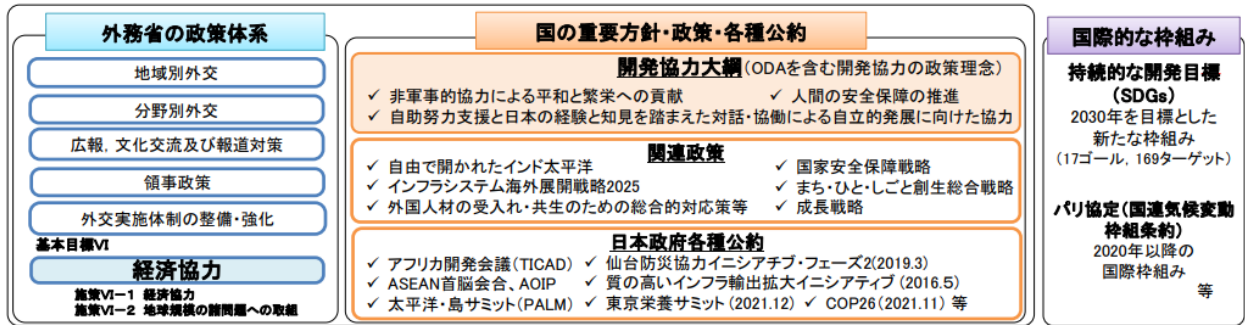
世界が直面する開発課題が多様化、複雑化、広範化しており、開発途上地域を含む世界各地のリスクは我が国を含む国際社会全体の平和と安定及び繁栄に直接的な影響を及ぼす状況となっています。また、新興国・開発途上地域を始めとする国際社会との協力関係を深化させ、その活力を取り込むことは我が国自身の持続的な繁栄にとって鍵となっています。

このような国内外の情勢を踏まえ、2023年6月に改訂された開発協力大綱でも示されているとおり、複合的危機を克服し、地球規模の課題に対応し、人間の安全保障を守るために、価値観の相違や利害の衝突等を乗り越えて協力することがかつてないほど求められ、開発協力の重要性が高まっています。

外務省の政策体系においては、地域横断的な政策分野別の目標を掲げる中、その目標の1つに「経済協力」を位置づけています。当法人は、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として設置された開発協力機関であり、我が国の開発協力の実施の中核を占めます。当法人には、開発協力大綱が示す政策を実現し、国家安全保障戦略、成長戦略、インフラシステム海外展開戦略 2025、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策等政府の重要政策へ適切に貢献するとともに、開発協力の実施を通じて、政府、関係機関、民間企業等と連携し、我が国企業の海外展開や地方をはじめとする日本社会の国際化・活性化にも貢献することが期待されます。

（出典：独立行政法人国際協力機構中期目標⁴）

独立行政法人国際協力機構の政策体系図



開発協力を通じ国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献し、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高い国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった公益を確保

⁴ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

4. 中期目標

(1) 概要

中期目標は、法人が3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標として、主務大臣が定めるものです。令和4年度より開始した当法人の第5期中期目標（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間）では、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題（インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題）、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献等に関する目標を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制等についても具体的に定めています。

詳細については、[当法人の中期目標](#)をご覧ください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

一定の事業等のまとまりごとの目標は、以下のとおりです。

○ 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保

持続的な経済成長の基礎と原動力の確保を支援するため、気候変動や災害への耐性強化等を通じた強じん性、低炭素社会の実現等を通じた持続可能性、格差是正、地方開発、ジェンダー平等等を通じた包摂性に留意し、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、デジタル・トランスフォーメーション（DX）やイノベーションの促進を行うこと及び各取組の相乗効果を高めることを重視する。

- 都市・地域開発
- 運輸交通
- 資源・エネルギー
- 民間セクター開発
- 農林水産業・農村開発

○ 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進

人間の安全保障の理念の下、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民等ぜい弱な立場に置かれた人々を含む全ての人々に対して、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発のために、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、各取組の相乗効果を高めることを重視する。

- 保健医療
- 栄養
- 教育
- 社会保障・障害と開発
- スポーツと開発

○ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を共有し、安定・安全が確保

された平和で公正な社会の実現のため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、格差是正やジェンダー平等等を通じ人間の安全保障を実現することとともに、デジタル技術・データを課題解決に活かすことで開発効果を高めることを重視する。

- 平和と安定
- 法の支配・ガバナンス
- 公共財政・金融
- ジェンダー平等の推進
- デジタル化の推進 (DX)

○ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築

国際開発目標や我が国の政策目標を踏まえ、国際社会全体として気候変動をはじめとする地球規模課題に対応し持続可能かつ強じんな社会を構築するため、特に以下の課題に対して支援を行う。その際、民間を含む様々な開発パートナーとの連携を通じた資金・技術の活用、及び各取組間の相乗効果の最大化を重視する。

- 気候変動
- 自然環境保全
- 環境管理
- 水資源・水供給
- 防災・災害復興

○ 地域の重点取組

各国・地域の情勢や特性に応じた重点化を図り、刻々と変化する情勢に柔軟かつ機動的に対応して開発協力事業を実施することにより、効果的かつ戦略的に開発途上地域の開発の支援を行う。また、各国との中長期的な関係強化に向け、親日派・知日派のリーダーとしての活躍が期待される人材を育成する。その際、地域統合や地域連結性の向上に向けた動きや広域開発等の地域に共通する課題、ぜい弱国支援・格差是正・中所得国のわなといった課題への対応や、一定程度発展した国の更なる持続的成長、防災・感染症・環境・気候変動等グローバルな課題への対応を重視する。

- 東南アジア・大洋州地域
- 東・中央アジア及びコーカサス地域
- 南アジア地域
- 中南米・カリブ地域
- アフリカ地域
- 中東・欧州地域

○ JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成

人間の安全保障を推進し、法の支配を始めとする共通の価値や原則に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の基本理念への理解を得ることも念頭に、JICA 開発大学院連携や「JICA 日本研究講座 設立支援事業 (JICA チェア)」等を通じて親日派・知日派リーダーの育成や、SDGs 達成を含め開発

途上地域の課題解決を担う中核人材の育成の支援を行う。その際、我が国の開発と ODA として他国に協力した経験の共有、国内外の教育機関との連携強化、育成人材との継続的な関係維持・強化に向けた取組の強化、各事業との相乗効果の発現を重視する。

○ 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献

開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進する。また、そのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業（協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融资等）や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。その際、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む我が国企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視するとともに、採択された案件の進捗管理の徹底も含め、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行う。

○ 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献

国内の多様な担い手や JICA 海外協力隊が有する強みや経験を活かし、人・知恵・技術・資金を結集しつつ、国民等による開発協力への参加を促進する。その際、以下に示すとおり、開発協力の担い手の裾野拡大、地域活性化及び外国人材の適正な受入並びに多文化共生社会の構築への貢献、開発協力への各層の理解向上、日系社会との連携強化を重視する。

- JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）
- 外国人材受入・多文化共生
- 地方自治体との連携
- NGO/CSO との連携
- 大学・研究機関との連携
- 開発教育
- 日系社会との連携

○ 事業実施基盤の強化

多様化、複雑化、広範化する開発課題に戦略的に対応するため、特に以下の取組を通じて事業実施基盤の強化を促進する。

- 広報
- 事業評価
- 開発協力人材の育成
- 研究
- 緊急援助
- 事業の戦略性強化や制度改善
- 国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携促進

- 環境社会配慮
- 不正腐敗防止

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

当法人は2021年度に、SDGsの切り口であるProsperity（豊かさ）、People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）に沿った20の課題別事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」を設定し、中長期的な目標や取り組みを明確にすることで事業の戦略性を強化しています。日本の国内や国際社会の多様なパートナーと共にこの課題別事業戦略に取り組むことで、開発途上国と日本社会双方のSDGsの達成に貢献していきます。

(1) 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

近年世界では、気候変動、感染症の蔓延、頻発する紛争など、多くの生命が脅かされる深刻な問題が同時多発的に発生しており、特に開発途上国の弱い立場の人々が深刻な影響を受けています。これらの困難に直面し、持続可能な開発目標（SDGs）の達成が危ぶまれるなか、国際社会が多様な力を結集して、持続可能な世界の実現に取り組んでいくことがより一層、重要になっています。

当法人は、2023年6月に改定された開発協力大綱の中で指導理念に位置付けられた「人間の安全保障」の実現に向け、質の高い成長、平和と安定・法の支配、地球規模課題の重点政策に取り組み、幅広いパートナーと共にSDGsの達成に貢献すべく、20の課題別事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」を設定しています。

(2) 多様なパートナーとの協働・共創

世界が直面する課題が複雑さを増し、SDGsの達成に向けた取り組みを加速していくことが求められるなか、民間企業、研究機関、市民団体などの幅広いパートナーと力を合わせて、地球規模課題の解決策を共創する必要性が高まっています。

当法人は中長期的な課題や目標に多様なパートナーと共に取り組む場としてのプラットフォームを構築もしくはそれに参加し、知識やアイデア、人材などさまざまなリソースを結集して持続可能な社会の共創を目指します。また、資金の動員や民間企業によるビジネスを通じた地球規模課題への取り組みを促進する環境も整備することで、共創の「うねり」を広げていきます。

インパクトの最大化に向けたJICAの役割



6. 中期計画及び年度計画

当法人は、独立行政法人通則法に基づき、中期目標を達成するための中期計画と同計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と令和7年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。詳細については、当法人の中期計画及び年度計画をご参照ください。

中期計画	2025年度（令和7年度）計画
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1) 開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅）	
ア	都市・地域開発
イ	運輸交通
ウ	資源・エネルギー
エ	民間セクター開発
オ	農林水産業・農村開発
(2) 開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進（新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅／複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導）	
ア	保健医療
イ	栄養
ウ	教育
エ	社会保障・障害と開発
オ	スポーツと開発
(3) 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化	
ア	平和と安定
イ	法の支配・ガバナンス
ウ	公共財政・金融
エ	ジェンダー平等の推進
オ	デジタル化の促進（DX）
(4) 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的な取組の主導	
ア	気候変動
イ	自然環境保全
ウ	環境管理
エ	水資源・水供給
オ	防災・災害復興
(5) 地域の重点取組	
ア	東南アジア・大洋州地域
イ	東・中央アジア及びコーカサス地域
ウ	南アジア地域
エ	中南米・カリブ地域
オ	アフリカ地域
カ	中東・欧州地域
(6) JICA 開発大学院連携・JICA チェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	
(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	
(8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び外国人受入・多文化共生への貢献	
ア	JICA ボランティア事業（JICA 海外協力隊）
イ	外国人材受入・多文化共生
ウ	地方自治体との連携
エ	NGO/CSO との連携
オ	大学・研究機関との連携

カ	開発教育
キ	日系社会との連携
(9)	事業実施基盤の強化
ア	広報
イ	事業評価
ウ	開発協力人材の育成
エ	研究
オ	緊急援助
カ	事業の戦略性強化や制度改善
キ	国際的な議論への積極的貢献及び国際機関・他ドナー等との連携推進
ク	環境社会配慮
ケ	不正腐敗防止
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
(1)	組織体制・基盤の強化、DX の推進を通じた業務改善・効率化
(2)	業務運営の効率化、適正化
ア	経費
イ	人件費
ウ	保有資産
エ	調達
3. 財務内容の改善に関する事項	
4. 安全対策・工事安全に関する事項	
5. その他業務運営に関する重要事項	
(1)	内部統制
ア	内部統制の整備及び運用
イ	組織運営に係るリスクの評価と対応
ウ	内部監査の実施
エ	機構内及び外部からの情報伝達体制の確保
オ	情報セキュリティへの対応
6. 予算、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）	
7. 短期借入金の限度額	
8. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
9. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
10. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）	
11. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1)	施設及び設備に関する計画
(2)	組織力強化に向けた人事
(3)	積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（独立行政法人国際協力機構法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
(4)	中期目標期間を超える債務負担
	—

7. 持続的に適切なサービスを提供するための源泉

(1) コーポレートガバナンスの状況

① 内部統制

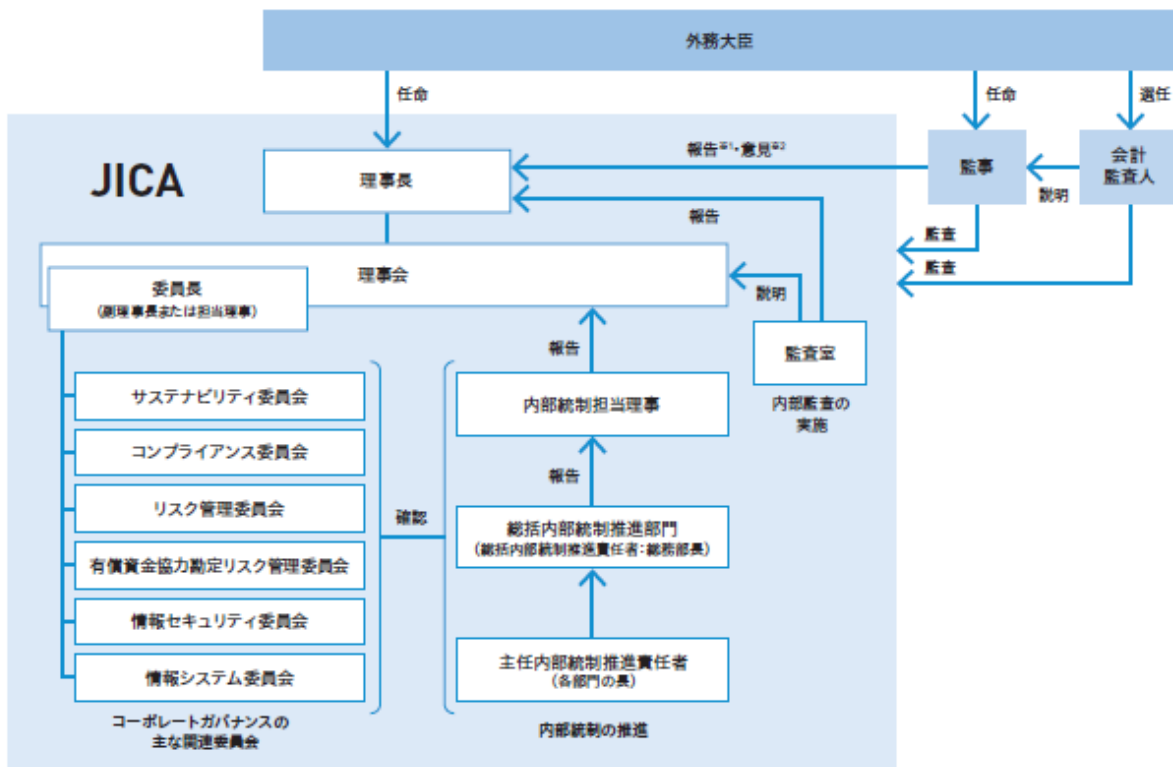
当法人は、業務の有効性・効率性を向上させ、法令などを遵守し、「独立行政法人国際協力機構法」に定められた目的を達成するため、内部統制を含めたコーポレートガバナンス体制を整備し、事業に取り組んでいます。

具体的には「独立行政法人通則法」に定める内部統制を推進すべく、当法人を代表しその業務を総理する理事長の下、総務部担当理事を内部統制担当理事とし、総務部長を総括内部統制推進責任者とした内部統制推進体制を構築しています。この体制の下、内部統制に関する規程の整備、内部統制推進状況のモニタリング、内部統制上の重要事項の取りまとめと理事会報告などを行っています。内部統制に関連する主要事項については、個別に委員会を設置し、より詳細な審議などを行っています。

また、監査室を設置し、業務が適正かつ効率的に遂行されるように内部監査を実施しています。さらに、監事監査や会計監査人監査を受け、その監査結果を踏まえて必要な業務改善を行うことで、ガバナンスの質を検証しています。

このほか、内部統制の取り組み方針を「JICAにおける内部統制」として取りまとめて公開し、組織内では毎年研修などを通じて意識の向上と取り組みの強化に努めています。

JICAのコーポレートガバナンス



※1 監査報告は理事長を經由して外務大臣に提出される。
 ※2 外務大臣にも意見を提出することができる。

② 情報セキュリティ・個人情報保護

当法人は、「個人情報の保護に関する法律」や「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、情報セキュリティと個人情報保護に関する規程類を整備し、その遵守に取り組んでいます。また、情報システム基盤や情報通信網の適切な運用の下、サイバー攻撃などのリスクへの対策を強化しています。さらに役職員など向けの訓練や研修、事案発生時の即時対応チームの体制強化など、運用面の強化にも引き続き取り組んでいます。

③ 情報公開

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、当法人ウェブサイトなどで、組織や業務、財務に関する情報、その評価や監査に関する情報、調達や契約に関する情報などを公開しています。

④ 組織・業務運営の改善への取り組み

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

2025年度は、業務内容の拡大や関係者の多様化、求められるコンプライアンス水準の高まりなどを踏まえ、体制の強化を目的として法務・コンプライアンス部を新たに設置しました。また、総務部に外部との対応や内部統制を担う課を新設しました。

事業面では、海外投融資の事業拡大および2025年4月に改正JICA法が施行されたことに伴い新たな手法が導入されたことなどに対応するため、民間連携事業部に案件監理および新手法を含む制度の運用などを担う課を新設しました。

業務運営経費の効率化・適正化

日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向けた固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直しなどを進めています。

(2) 役員等の状況

① 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

(2026年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	田中明彦	自 2022年4月1日 至 2027年3月31日		1984年4月 東京大学教養学部助教授 2009年4月 東京大学副学長 2012年4月 独立行政法人国際協力機構 理事長 2015年10月 東京大学東洋文化研究所教授 2017年4月 政策研究大学院大学学長
副理事長	宮崎桂	自 2024年5月23日 至 2028年5月22日		1992年1月 国際協力事業団採用 2020年10月 独立行政法人国際協力機構 ガバナンス平和構築部長 2022年10月 独立行政法人国際協力機構 理事
理事 (常勤)	安藤直樹	自 2022年10月1日 至 2026年9月30日 (再任)	アフリカ部 ガバナンス・平和 構築部 無償資金協力業務 部 国際緊急援助隊事 務局 企画部業務の支援	1987年4月 国際協力事業団採用 2020年5月 独立行政法人国際協力機構 企画部長
理事 (常勤)	八原正夫	自 2023年10月1日 至 2027年9月30日 (再任)	総務部のうち金融 リスク管理特命審 議役が掌理する事 務 財務部 管理部 審査部 評価部	1992年4月 大蔵省入省 2020年11月 経済協力開発機構金融企業 局金融調査・域外国支援室 長

理事 (常勤)	原昌平	自 2024年5月23日 至 2026年9月30日 (再任)	情報システム部の うち情報セキュリ ティ及び個人情報保 護に関する事務 南アジア部 民間連携事業部 経済開発部 企画部業務の支援	1989年4月 海外経済協力基金採用 2022年10月 独立行政法人国際協力機構 企画部長
理事 (常勤)	小林広幸	自 2024年12月1日 至 2026年11月30日	人事部 中南米部 国内事業部 青年海外協力隊事 務局	1996年1月 国際協力事業団採用 2022年12月 独立行政法人国際協力機構 人事部長
理事 (常勤)	早川友歩	自 2025年10月1日 至 2027年9月30日	安全管理部 東南アジア・大洋 州部 インフラ技術業務 部 インフラ輸出業務 の支援	1991年4月 海外経済協力基金採用 2022年10月 独立行政法人国際協力機構 東南アジア・大洋州部長
理事 (常勤)	三井祐子	自 2025年10月1日 至 2027年9月30日	中東・欧州部 人間開発部 国際協力調達部	1997年9月 国際協力事業団採用 2022年4月 独立行政法人国際協力機構 調達部長
理事 (常勤)	吉川尚文	自 2025年10月1日 至 2027年9月30日	東・中央アジア部 社会基盤部 地球環境部	1997年4月 通商産業省入省 2023年7月 経済産業省貿易経済協力局 貿易振興課長
理事 (常勤)	吉田昌弘	自 2025年10月1日 至 2027年9月30日	総務部（金融リス ク管理担当特命審 議役が掌理する事 務を除く。） 法務・コンプライ アンス部 情報システム部 （情報セキュリテ ィ及び個人情報保	1997年4月 外務省入省 2024年8月 外務省アジア大洋州局地域 政策参事官

			護に関する事務を除く。) 広報部 企画部	
監事 (常勤)	佐野景子	自 2022年7月1日 至 ※参照		1996年1月 国際協力事業団採用 2021年2月 独立行政法人国際協力機構 経済開発部長
監事 (常勤)	関口典子	自 2022年7月1日 至 ※参照		1994年3月 公認会計士登録 2010年11月 関口典子公認会計士事務所 代表
監事 (非常勤)	赤羽貴	自 2022年12月1日 至 ※参照		1989年4月 弁護士登録、アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ 法律事務所入所 1999年10月 アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 パートナー

なお、独立行政法人国際協力機構法第7条に基づく役員の数並びに同法第9条及び独立行政法人通則法第21条に基づく役員の任期は次のとおりです。

役職	定数	任期
理事長	1人	任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで
副理事長	1人	4年
理事	8人以内	2年
監事	3人	※任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人及び連結対象とした特定関連会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ54百万円及び394百万円です。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和7年度末において2,000人（前期末比11人減少）であり、平均年齢は44.06歳（前期末44.13歳）となっています。このうち、国等からの出向者は25人、令和8年3月31日退職者は19人です。

女性管理職割合、男女の賃金の差異、男女別の育児休業取得率など、女性活躍推進法や育児・介護休業法に基づき公表している指標については(8)法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉で記載しております。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当年度中に完成した主要施設等

なし

② 当年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

なし

③ 当年度中に処分した主要施設等

なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	8,425,448	58,380	-	8,483,828
資本金合計	8,425,448	58,380	-	8,483,828

② 目的積立金の申請状況、取崩状況

なし

(6) 財源の状況

財源の内訳

借入先及び借入額の状況

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
財政融資資金借入金	1,024,700	1,024,700	1,449,100	1,449,100	1,916,000	1,033,400	2,141,500	1,419,850
債券発行	198,000	194,841	305,500	231,648	245,000	210,550	260,000	179,634
回収金等によるその他自己資金	651,210	523,271	497,560	444,265	509,570	501,691	322,020	402,917
政府一般会計からの出資金	47,090	47,090	47,840	47,840	81,330	81,330	58,380	58,380
合計	1,921,000	1,789,902	2,300,000	2,172,853	2,751,900	1,826,971	2,781,900	2,060,781

事業計画及び実績推移

(単位：百万円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
円借款	1,831,000	1,690,407	2,115,000	1,974,104	2,621,900	1,652,415	2,581,900	1,716,502
海外投融资	90,000	99,496	185,000	198,749	130,000	174,556	200,000	344,279
合計	1,921,000	1,789,902	2,300,000	2,172,853	2,751,900	1,826,971	2,781,900	2,060,781

令和4年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第2号（2022年11月8日成立）を反映したもの。令和5年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第1号（2023年11月29日成立）を反映したもの。令和6年度計画は当初予算ベースではなく補正予算第1号（2024年12月17日成立）を反映したもの。令和7年度計画は当初予算ベースではなく令和6年度補正予算第1号（2024年12月17日成立）における措置額の繰越及び補正予算第1号（2025年12月16日成立）を反映したもの。

(7) 環境社会配慮等の状況

① ガイドラインと異議申立手続要綱のポイント

当法人は、協力事業が自然・社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」と「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に則し、環境社会配慮の支援と確認を行っています。

事業実施に際しては、ガイドラインに基づき、事業が環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらさないよう、相手国等による適切な環境社会配慮の確保の支援と確認を行います。また、ガイドライン不遵守に関する現地住民からの異議申立に対応するため、第三者的な異議申立審査役が調査や対話の促進を行う異議申立制度を整備しています。

2022年1月にガイドラインを改正し、気候変動への対応として温室効果ガス総排出量の推計や公表の取り組みを盛り込みました。また、早期の事業計画の情報発信・対話を促進し、開発効果のより迅速な発現のため、環境アセスメント報告書の公開要件を見直しました。さらに、影響を受ける現地の人々の環境社会配慮プロセスへの適切な参加が確保されるよう、取り組み指針を拡充しています。

ガイドラインの改正に併せ、異議申立手続要綱についても、異議申立審査役の独立性・中立性の明確化、十分な調査期間の確保、利便性の向上などの観点から改正を行いました。

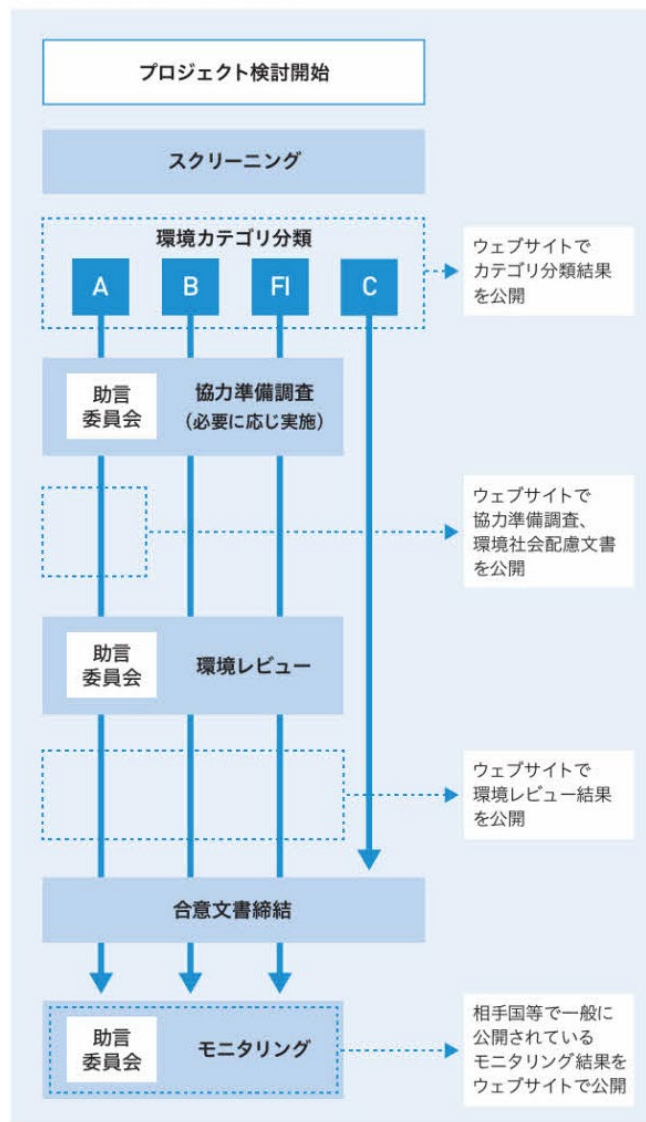
② 環境社会配慮確認のプロセスと透明性の確保

環境社会配慮のプロセスは、①環境や社会への影響度合いに応じて4つのカテゴリに分類する「カテゴリ分類」、②事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、③事業実施から完了後まで、予測が困難であった事態の有無や事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握するために実施される「モニタリング」の3つから成ります。

各プロセスにおいて、説明責任と多様なステークホルダーの参加確保のため、相手国などの協力のもと積極的に情報公開を行っています。

その一環として、公募で選ばれた外部専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任の確保のため、同助言委員会の議事録等を公開しています。

環境社会配慮確認の手続き



(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

① 「信頼で世界をつなぐ」ために

当法人のビジョン「信頼で世界をつなぐ」を実践するため、「使命感」「現場」「大局観」「共創」「革新」という5つのアクションに共感し、それらを体現する人材の育成を人事制度の中心に据えています。その上で、次に掲げる3つの側面を柱として、さまざまな取り組みを行っています。

1つ目の「ダイバーシティを体現する人材」という側面では、世界中の国・地域で、さまざまな分野・形態にわたる協力事業を展開する当法人自身が多様性を持ち、それを尊ぶ組織であるために、あらゆる職員が生き生きと働き続けやすい環境づくりに取り組んでいます。2つ目の「学びと挑戦による成長支援」という側面では、時々刻々と情勢が変化し、課題も複雑化していく世界に対峙するために、当法人で働く全員がミッションとビジョンを共有した上で、基礎的な能力を獲得し、また自律的に能力開発やキャリア形成を進められるよう支援する施策を強化しています。3つ目の「健全な職場環境」という側面では、当法人の職員がそれぞれの能力を最大限に発揮できるよう、安心して健康に働ける職場環境づくりに取り組んでいます。

② ダイバーシティを体現する人材

多様な人材の活躍

女性の活躍推進に関して、当法人の女性管理職比率は2025年度末時点で30.9%であり、「次世代育成支援及び女性活躍推進に向けた行動計画」で定めた2026年度末までに27%以上にするとの目標を前倒しで達成しています。また、経営層からの発信や研修を通じた意識啓発、個別面談によるサポートなど、自分らしいキャリアを選択しやすい環境整備も進めています。

また、ライフステージやジェンダーの多様性だけでなく、性的指向・ジェンダーアイデンティティ(SOGI)の多様性にも対応した人事制度を整備しています。さらに、障害のある人の雇用機会の創出や障害の有無に関わらず誰もが積極的に働きやすい環境づくりのため、障害者差別解消推進に関する対応要領に基づいた取り組みを行っています。ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンや合理的配慮に関する研修などを行っているほか、各拠点や各部署に相談体制を整備し、バリアフリー化にも取り組んでいます。

世界約100の国・地域に拠点を持つ当法人にとり、各海外拠点で働く現地スタッフも組織の重要な一員です。2025年度には現地スタッフの人材育成や研修の体系化を進め、新規採用者向けのオンボーディング研修をオンライン研修として整備しました。また、延べ236名の現地スタッフに対して、計50件の研修(本邦研修、広域研修、第三国研修)を実施すると共に、学位取得等の自己研鑽に係る費用の一部支援制度を導入しました。加えて、彼らの活躍を一層促進する新たな人事制度を整備し、8拠点で2026年度から新制度に移行する準備を整えました。

さらに、シニアを含むすべての世代が活躍できる組織づくりを行っています。2023年度から定年年齢を段階的に引き上げ、シニア人材が豊富な知識や多様な経験を若手職員の育成や外部アクターとの共創の拡大・深化などへ最大限に生かしながら、活力を持って働き続けられるよう、制度設計を行っています。

	2024 年度	2025 年度
女性比率 役員	30.8%	30.8%
管理職	29.1%	30.9%
全体（全職制）	48.1%	48.6%
在外職員（全職制）	41.6%	41.2%

	2024 年度	2025 年度
男女間賃金格差 ⁵	83.8%	84.3%
障害者雇用率	2.8%	2.7%
年齢構成（全職制）		
20 代	9.0%	9.4%
30 代	24.5%	24.3%
40 代	29.9%	28.9%
50 代	27.1%	26.9%
60 代以上	9.7%	10.5%

育児・介護などと両立しやすい環境の整備

仕事と育児や介護を両立できる環境の整備に向けて、休職・短時間勤務制度を設けるとともに、当事者がつながり支え合える体験を共有する場の提供なども推進しています。育児休業取得率も年々上昇傾向にあり、女性職員では 8 割、男性職員でも 7 割以上に達しています。これらについては、人事部担当理事を委員長とする「次世代育成及び女性活躍行動計画推進委員会」で状況をモニタリングし、さらなる充実化を図っています。

当法人では、職員が国内外のさまざまな環境で活躍しています。一方で、それぞれの事情に合わせた働き方を選択できるよう、転勤に支障がある職員向けに勤務地を東京都内に限定する制度や、配偶者の海外勤務に伴う休職制度も設けています。さらに、時差出勤や在宅勤務により柔軟な働き方を支えています。

	2024 年度	2025 年度
育児休業取得率 ⁶		
・ 女性	80.4%	76.3%
・ 男性	73.2%	72.1%
勤務地限定認定者数	50 人	49 人
配偶者同伴休職取得者数	9 人	9 人
在宅勤務率（本邦／勤務日ベース）	18.0%	16.0%
自発的離職率（無期雇用者）	4.6%	3.1%

高まる人材流動性への対応

多様で複雑な開発課題に取り組むためには、さまざまな経歴を持つ人材が活躍しやすい環境づくりが必要不可欠です。社会人採用や有期職制の職員が早期に職場に馴染み活躍できるよう、組織横断的に新規入構者をサポートすべく、「オンボーディング」を推進しており、オリエンテーションやメンター制度、交流会などの支援メニューの拡充に取り組んでいます。

⁵ 男性の賃金水準を 100%とした場合の女性の賃金水準。

⁶ 無期雇用者に限定した場合、2025 年度は女性 100.0%、男性 77.6%。

また、多様な人材に選ばれ続ける魅力的な職場であるために、2022 年度に有期雇用制度をいわゆるジョブ型へと大幅に見直し、各種制度や職務レベルに応じた処遇設定などを整備したほか、有期職制職員向けのキャリアサポートにも取り組んでいます。有期職制から無期職制への内部採用制度も設けており、この制度を活用した多くの職員が即戦力として活躍しています。

	2024 年度	2025 年度
社会人採用比率	43.7%	43.5%
有期職制向けキャリアデザインワークショップ参加者数	37 人	73 人
入構オリエンテーション参加者数	292 人	356 人
内部採用者数	30 人	23 人

③ 学びと挑戦による成長支援

組織文化づくり

新たな価値の創出をリードできる人材を育成していくための組織文化づくりに取り組んでいます。例えば若手の成長支援を強化するため、30 歳ごろの到達を見込んだ基準人材像を基に、研修プログラムの拡充や指導体制の強化を行っています。また、当法人のビジョンを実践するための「使命感」「現場」「大局観」「共創」「革新」の 5 つのアクションが職員一人一人の日々の行動の指針となるよう、それらに根差したリーダーシップ項目を評価基準に組み込んでいます。

国際協力のプロとしてのスキル獲得

当法人で働く上で必要となる基礎的な能力やスキルの獲得に向け、事業などの基礎知識を常時学べる「JICA アカデミー」や職階別研修、コアスキル研修などのプログラムを構築しています。また、「現場力」の醸成を目的として新入職員を海外の現場に約 3 カ月間、国内拠点に 2 週間派遣するオン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) を実施しました。海外拠点への赴任の機会も入構後早期から設けています。

	2024 年度	2025 年度
職階別研修参加者数	547 人	340 人
総合職職員入構 5 年以内在外赴任率 ⁷		
・ 新卒採用	90.0%	96.2%
・ 社会人採用	65.5%	61.9%

自律的な能力開発・キャリア形成支援

当法人では日常的なメンタリングのほか、意向調査や評価面談、キャリアコンサルティングの機会を通じ、一人一人の自律的な能力開発やキャリア形成を後押ししています。それを支える制度として、所属部署以外の業務に従事する「10%共有ルール」や社内インターン制度を設けているほか、組織内公募ポストの拡充を図っています。

当法人外との「他流試合」も重視しており、省庁や民間企業、大学、自治体、国際機関などへ出向者を送り出すとともに、職員自らが希望する研修機関を選定する実務経験型専門研修制度のほか、兼業制度も設けています。さらに、修士・博士号を取得するための長期研修制度や外国語習得、公的資格取得

⁷ 母数に育児休業などの休職取得者も含む。

のための自己研鑽補助制度も設け、主体的な能力開発を支援しています。

	2024 年度	2025 年度
10%共有ルール活用率	20.3%	17.9%
組織内公募ポスト数	128 ポスト	131 ポスト
出向者（送出）数 ⁸	88 人	92 人
兼業者数	120 人	129 人
海外長期研修派遣者数 ⁸	20 人	19 人

④ 健全な職場環境

労使関係と労務・健康管理

健全な労使関係を維持すべく、労働組合との団体交渉や事務折衝に加え、理事長を含む役員と労働組合執行委員との直接対話も行っています。また、過重労働を防止し、業務効率の維持・向上を図る観点から、休暇取得の促進、適切な業務実態の把握と超過勤務の抑制に取り組んでいます。対策の具体例として、パソコンのログオン・オフ時刻を記録するほか、部署別の超過勤務状況を毎月組織内で公開しています。

当法人では、医療体制が整っていない開発途上国での勤務や出張も多いため、健康管理は特に重要です。法定の健康診断、ストレスチェック、産業医による助言・指導、感染症等の疾病予防に関する啓発などに加え、病気休暇・休職制度の整備や円滑な職場復帰支援などの取り組みを行っています。

海外赴任に際しては、JICA 国際協力共済会によって赴任先での病気や怪我の治療費の補助、緊急移送などをサポートするとともに、赴任者全員に対し、研修を通じて海外での健康管理方法の指導を行っています。

	2024 年度	2025 年度
休暇平均取得日数（本邦） ⁹		
・ 年次有給休暇（20 日/年度付与）	13.47 日	13.40 日
・ 夏期休暇（7 日/年度付与）	6.45 日	6.49 日
ストレスチェック受検率	86.9%	88.2%
ラインケア研修受講者数（管理職向け）	427 人	336 人

ハラスメント防止・対応

当法人では、ハラスメント行為を就業規則で禁止し、その趣旨をガイドラインで明確にするとともに、理事長によるメッセージを発信しています。また、組織内外にハラスメント相談窓口を設置し、速やかな事実確認を行い、その結果を踏まえ行為者への注意・指導および処分を含めた問題の解決を図っています。また、各種研修の機会などに注意喚起を行い、ハラスメントを許さない職場づくりに取り組んでいます。

⁸ 前年度からの継続派遣者も含む当該年度の延べ派遣人数。

⁹ 年度途中の採用者や有期及び非常勤の雇用者は付与日数が異なる。

	2024 年度	2025 年度
ハラスメントに関する回答平均値 ¹⁰	4.43	4.46

エンゲージメント

当法人で働く職員の声をくみ取り、改善へとつなげるため、現地スタッフを含む全員を対象に毎年意識定点調査を実施しています。また、若手・中堅職員と役員が双方向で対話する機会を設けています。今後もさらなるエンゲージメントの向上に向け、人的資本に関する各種施策の改善と強化に取り組みます。

	2024 年度	2025 年度
自分は、JICA のビジョンに共感している	4.24	4.24
JICA は、自分にとって働きがいのある組織である	3.99	4.05
人事制度は、JICA のミッション・ビジョンの実現につながる制度である	3.40	3.47

⑤ 開発協力人材の養成・確保

当法人では、学生や社会人向けに実務機会を提供する国内外でのインターンシッププログラム（2025年度：164人）のほか、国際協力の現場で必要となる知識の習得を目指す能力強化研修（2025年度：563人）など、幅広く開発協力人材の養成に資する機会を提供しています。

また、国際キャリア総合情報サイト「PARTNER」は、当法人のみならず国際機関、開発コンサルタント、NGO/NPO、自治体、大学、民間企業、3,200 団体以上の求人・インターン情報、研修・イベント情報を一元的に発信しています。JICA 事業で活躍する人材についても、PARTNER を活用して募集を行い、人材の確保に努めています。

国際協力キャリア総合情報サイト（PARTNER）

登録者数（累計）	登録団体数（累計）	求人、研修・セミナー 情報提供件数	キャリア相談件数
11 万 152 人	3,204 件	4,630 件	95 件

⑥ 組織 DX

当法人では、「DX ビジョン」として「デジタルで一人一人が多様な幸せを実現する社会を目指す」ことを掲げ、最高デジタル責任者（CDO）の下、組織運営を革新するための組織 DX を推進しています。

具体的には、業務プロセスの合理化、組織運営におけるデータの有効活用、デジタル基盤の整備などに取り組んでいます。2025 年度には、生成 AI の利活用の推進、ガバナンス強化およびリスク管理を強化するため、CDO が AI 統括責任者（Chief AI Officer）を担うことになり、生成 AI の利用環境やガイドラインを整備しました。

今後も、効果的・効率的な組織運営に向け、データや AI の利活用、デジタル人材の育成に取り組めます。

¹⁰ 定点意識調査（5段階回答）。平均値が高いほど該当する行為が少ないと考えていることを示す。

(9) サステナビリティに関する方針及び取組の概要

① ガバナンス

当法人は、サステナビリティを組織的に推進していくための基本的な事項を定めたサステナビリティ推進規程を公表しています。またサステナビリティ方針の実現に向け、最高サステナビリティ責任者（CSO）、サステナビリティ推進担当特命審議役、サステナビリティ推進室が関連する業務を総括しています。これに加え、全部署および拠点にサステナビリティ推進責任者・担当者を配置し、各部署がサステナビリティ方針の重点項目に沿って、組織運営と事業実施にサステナビリティの視点を反映し具体的な取り組みを推進する体制を整えています。

さらに事業実施と組織運営の両面でサステナビリティを推進していくために、必要な事項を審議することを目的とした「サステナビリティ委員会」を設置しています。この委員会は CSO が委員長を務め、関係する理事、上級審議役、部長、特命審議役がサステナビリティ推進に係る組織全体の方針や戦略、推進体制などを審議する中核的な場として機能しています。2022 年 11 月の設置以降、2025 年度末までに 15 回開催しています。

事業実施面での取り組みとして、実施前の事前評価から実施段階でのモニタリング、終了後の事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリングや評価を行うことにより、気候変動への対応や生物多様性保全、ジェンダー平等などを含めた開発効果の向上に努めています。また、協力事業が自然環境や社会環境に与える負の影響を回避または最小化し持続可能な開発が行われるよう「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」を定めているほか、不遵守に関する異議申し立てへの対応を行っています。

組織運営面での取り組みとして、当法人は独自の環境マネジメントシステムを運用しています。そのなかでは、施設管理担当職員や全役職員を対象としたさまざまな研修も実施しながら、組織全体の環境意識の向上に努めています。さらに、人財戦略の策定、ハラスメント防止・対応などを通じて健全な組織づくりを推進して行っています。

② 戦略

JICA として目指すもの

開発途上国では気象関連災害の頻発・激甚化、衛生環境の悪化、海面上昇や干ばつによる「気候難民」の増加、自然環境変化による農業損害など、多大な影響が生じています。気候変動と生物多様性は相互に作用するものであり、双方に対処していくことが重要です。

2015 年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 1.5℃までに抑える「1.5℃目標」¹¹が規定されています。その達成に向け、日本を含む多くの国・地域や企業が 2050 年までに温室効果ガス（GHG）排出量を実質ゼロにする「ネットゼロ（カーボンニュートラル）目標」を宣言しています。開発協力大綱も「我が国の開発協力をパリ協定の目標に整合させる」とうたっています。

当法人は「JICA サステナビリティ方針」に基づき、「全新規事業をパリ協定に整合する形で実施することおよび「2030 年までに組織のカーボンニュートラル達成」¹²を目指しています。2026 年 3 月にはパ

¹¹ パリ協定で合意された世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち 1.5℃に抑える努力を追求するという目標。

¹² 対象はスコープ 1 および 2（本部・国内拠点のみで在外拠点は段階的に検討）。

パリ協定の目標達成に向けた事業・組織全体の羅針盤として「パリ協定の目標実現に向けた移行計画」を策定・公表しました。この計画に基づき、気候変動対策に貢献する事業を推進するとともに、組織のカーボンニュートラルを達成するための取り組みを進めています。例えば、2025年度にはすでに導入している技術協力事業に加えて、新たに円借款事業や無償資金協力事業でも全新規事業をパリ協定に整合させるための取り組みを開始しました。また、本部・国内拠点の一部で再生可能エネルギー由来の電力使用を開始しました。

自然分野でも2022年の第15回生物多様性条約締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を保全する国際目標「30by30」に向けて、当法人は開発途上国での自然環境保全事業の推進や生物多様性の主流化を推進しています。

気候・自然に関連するリスク

国際的なサステナビリティ開示基準（ISSB）を踏まえて、日本のサステナビリティ基準（SSBJ 基準）では、気候に関連するリスクを気候の変化によって以前よりも頻発・激甚化する暴風雨や洪水氾濫、土砂災害、水不足・干ばつ、海面上昇などの物理的な影響に伴う「物理的リスク」と、気候変動対策関連の規制強化や脱炭素社会への移行に際して生じる「移行リスク」の2つに大別しています。また、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）では、上記のリスクに加えて「システミックリスク」と呼ばれる生態系や自然資本の破壊が経済全体に波及するリスクが示されています。

JICAではそれぞれのリスクが事業や組織へ与える影響を検討し、管理すべき具体的なリスクを整理・特定しています。

気候・自然に関連する機会

気候変動や自然喪失のリスクは持続可能な世界の実現に向けた新たな協働・共創の機会に転換可能なものです。例えば、開発途上国における気候変動への適応策や脱炭素社会への移行（トランジション）、自然を回復するネイチャーポジティブに向けた取り組みの必要性が増大するなかで、関連の政策づくりやそれらの実施、防災や農業などの気候変動への適応事業、GHG排出量の削減につながる質の高いインフラ投資、自然の力を活用したグリーンインフラといった気候変動の緩和を目指した協力の機会が広がっています。当法人は国内外の民間企業を含むさまざまなステークホルダーとの共創をさらに促進し、持続可能な世界の実現に貢献します。

③ リスク管理

気候に関連するリスクは、主要なリスクとして、リスク管理の枠組みに組み込まれています。内部統制担当理事を委員長とする「リスク管理委員会」では、気候に関連するリスクを含めたリスクの評価と対応に必要な事項を確認・検討しており、2025年度も気候に関連するリスクの報告や審議を行いました。また、有償資金協力勘定の金融リスクについても、金融リスク管理担当理事を委員長とする「有償資金協力勘定リスク管理委員会」が管理し、気候変動シナリオ分析を試行しています。2025年度も「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）」が公表するネットゼロシナリオなど2050年までの複数のシナリオを活用し、気候変動が及ぼす影響を信用リスク・市場リスクの観点から分析を行っており、引き続き気候に関連するリスク管理の在り方を検討していきます。

さらに、個別事業でも環境社会配慮のプロセスを通じてリスクを特定し管理できるよう、一定量を超える GHG の発生が見込まれる事業の GHG 総排出量を公表するなど、国際協力機構環境社会配慮ガイドラインを遵守するとともに、気候変動対策支援ツール「JICA Climate-FIT」を活用し、ハザードや暴露、脆弱性といった気候に関連するリスクの特定と評価を行い、対応策を検討しています。自然に関連するリスクについても、2026 年 1 月に生物多様性主流化支援ツール「JICA Biodiversity-FIT」を新たに作成・公表し、案件形成の段階から自然環境に関するリスクを適切に把握し、その対応を強化しています。

2025 年度実施のシナリオ分析概観

分析対象リスク	信用リスク、市場リスク
気候変動リスク	物理リスク、移行リスク
シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ● NGFS ベースラインシナリオ ● 現行政策シナリオ ● 各国貢献 (NDC) シナリオ ● 移行遅延シナリオ ● 2 度以下シナリオ ● 2050 年ネットゼロシナリオ ● 移行遅延・無秩序シナリオ
分析期間	2050 年まで

気候変動・自然に関連するリスク

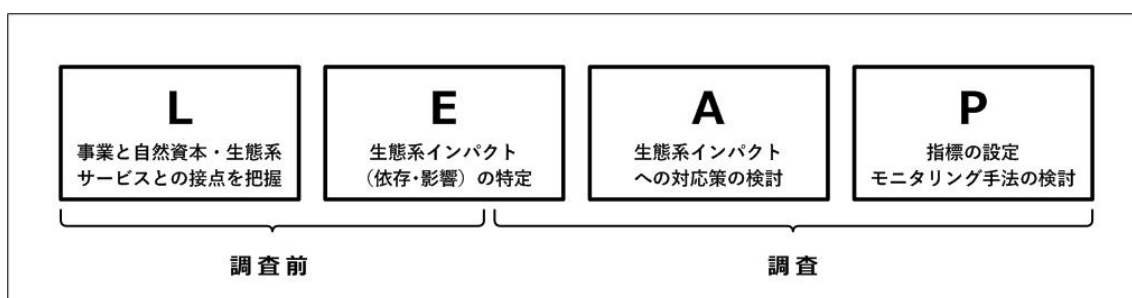
リスク分類	想定される主なリスクの事例
物理的リスクが事業に与え得る影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動や生態系サービス低下に伴う事業の開発効果の低減
移行リスクが事業および組織に与え得る影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 関連法令違反・訴訟、炭素税および炭素排出量報告強化への不十分な対応 ● 排出権取引および規制強化、昆明・モンテリオール生物多様性枠組 (GBF) などを踏まえた基準強化への不十分な対応 (関連条約に整合しない技術の選択など) ● 原材料の価格高騰・入手困難 (支援の継続・展開困難) ● 組織に対する信頼の低下
物理的リスク・移行リスクが金融・財務面などに与え得る影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金調達の高コスト化 ● 有償資金協力勘定における金融リスクの増大
物理的リスクが上記以外の事業・組織運営に与え得る影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有する施設の損害 ● 衛生環境の悪化に伴う感染症など JICA 関係者の業務継続および安全確保への影響
システミックリスクが事業・組織運営に与え得る影響	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系劣化の進行などにより複数セクター・地域でリスクが顕在化し、事業ポートフォリオ全体の安定性に影響

生物多様性主流化の分析ツールと LEAP アプローチ

JICA 事業における生物多様性の主流化とは、事業のあらゆる段階（計画、実施、モニタリング・評価）で、生態系の損失回避、維持・保全、回復を推進する視点を取り込み、実践することであり、JICA Biodiversity-FIT では、自然関連リスクや機会を特定・評価・管理する TNFD の手法「LEAP アプローチ」に沿って検討プロセスを整理しています。これは、詳細計画策定調査や協力準備調査の開始前に事業と自然資本・生態系サービスとの接点を把握し、調査のなかで具体的な対応策を検討するとともに指標の設定・モニタリング手法の検討を行うことで、事業における生物多様性主流化の推進に貢献するものです。

また、JICA Biodiversity-FIT では、農業や都市開発などの優先 7 分野で生態系サービスとの接点の度合いをヒートマップで示しています。これは個別事業を対象とした分析を想定したものです。当法人の投融資ポートフォリオ全体の自然関連リスク・機会の把握や分析にも段階的に活用していく予定です。当法人は TNFD フォーラムメンバーとして、自然に関連するリスクの監理のみならず機会の創出や活用も重視し、積極的な情報開示と事業への取り込みを通じて生物多様性の主流化に向けた取り組みを継続していきます。また、LEAP アプローチを用いて、投融資ポートフォリオの分析についても積極的に検討していきます。

LEAP アプローチと主流化検討プロセス



セクター別生態系インパクトマトリクス (例)

セクター		都市・地域開発	農業・農村開発	水産業	観光	環境管理	水資源の確保と水供給	防災
供給サービス	水	M	H	H	L	H	M	M
	遺伝資源	VL	H	M	VL	VL	VL	VL
調整サービス	気候調整	M	H	H	L	L	M	M
	水量調整	H	VH	VH	L	M	VH	VH
	局所災害の緩和	M	H	H	M	M	M	H
	土壌侵食の抑制	H	VH	VH	L	VL	H	VH
	地力(土壌肥沃度)の維持	L	H	L	VL	L	H	L
	水質浄化	L	H	M	L	M	VH	M
	大気質調整	L	M	M	VL	M	H	L
	廃棄物	L	H	H	L	H	H	L
生息・生育地サービス	生息・生育環境の提供	L	M	M	L	L	VH	M
	遺伝的多様性の維持	L	H	H	VL	VL	VL	H
文化的サービス	レクリエーションや観光の場と機会	VL	VL	VL	L	VL	VL	VL
	自然景観の保全	L	VL	VL	M	VL		VL

④ 指標と目標

国際社会は2024年に開催された国連気候変動枠組条約COP29で、「2035年までに少なくとも年間3,000億ドル」の開発途上国に対する支援目標を決定しました。また2022年に開催された生物多様性条約COP15においては、生物多様性保全のため、先進国等から途上国への国際資金を2030年までに年間300億ドルまで増加させるよう、言及されました。

当法人の課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）「気候変動」は、「JICA サステナビリティ方針」及び「パリ協定の目標実現に向けた移行計画」の下で推進する気候変動対策の事業における実施戦略です。これらの中で、指標を定め、目標を設定することで戦略的な事業運営を目指しています。

事業に関する指標と実績

項目	指標	2025年実績
気候案件数	全案件数に対する気候案件数の割合	39.5%
気候資金額 ¹³	全事業資金額に対する気候資金額の割合 ¹⁴	36.8%
	気候資金額に対する適応資金額の割合 ¹⁵	64.0%
GHG 排出量	事業による GHG 排出削減量 ¹⁶	約 551 万トン

パリ協定の目標実現に向けた移行計画の概観

構成要素	主な内容	
基盤（サステナビリティ方針）	<ul style="list-style-type: none"> 2030年までに組織のカーボンニュートラル達成（本部・国内拠点の Scope 1・2） 	<ul style="list-style-type: none"> 全新規事業のパリ協定整合 緩和策・適応策の実施
実行戦略	<ul style="list-style-type: none"> LED照明導入等によるエネルギー消費削減 電力の再エネ化 在外拠点の排出量把握 	<ul style="list-style-type: none"> 緩和策・適応策の実施を地域・課題戦略に反映 各国長期目標や適応目標との整合性を確認 排出量の多い事業のGHG排出量を推計・公表
エンゲージメント戦略	<ul style="list-style-type: none"> 他組織などから情報収集し活用 	<ul style="list-style-type: none"> 相手国のNDC、移行戦略の策定支援や重要事業に対する資金協力推進 外部イニシアティブなどに参画

¹³ OECD が策定した国際基準に沿って気候変動対策が主目的の案件については案件総額の100%を、副次的目的の案件については案件総額の50%を計上。

¹⁴ 有償資金協力（貸付や出資）の承諾額に加え、無償資金協力の新規G/A締結額、技術協力の支出額を含む。

¹⁵ 適応策の目標は気候変動対策に関する貢献のうち適応策への貢献が占める割合。緩和策・適応策の両方に資する「横断型」を含む。

¹⁶ 当該暦年に新たに協力をを行う事業の完了後に期待される年ごとの削減量の合計。

指標と業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 2030年までに組織のカーボンニュートラル達成（本部・国内拠点の Scope 1・2） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候案件数割合 ● 気候資金額割合 ● 適応資金額割合 ● GHG 排出削減量
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ● サステナビリティ推進規程、サステナビリティ委員会、経営理事会を通じて取り組みを推進 ● サステナ推進責任者・推進担当者を任命。組織文化醸に向け連携を強化 ● リスク管理委員会、有償資金協力勘定リスク管理委員会で管理 ● 気候変動および他のサステナビリティ関連の開示要求項目を順次検討・対応 	

組織運営では、本部（麹町・市ヶ谷・竹橋）および全国内拠点を対象に組織の活動に伴う排出量に該当するスコープ1（直接排出量）およびスコープ2（エネルギー由来の間接排出量）の計測・集計を行っています。環境負荷のさらなる低減に向け、JICA サステナビリティ方針では「2030年までに組織のカーボンニュートラル達成」を目指すことを宣言しており、計画的に取り組みを強化しています。

2025年度には竹橋合同ビルで100%再生可能エネルギー由来の電力調達を開始するなど、取り組みを進めています。また、スコープ3（スコープ2以外の間接排出量）のカテゴリ15「投融資」の排出量の推計精度の向上に向けて、2025年11月に金融向け炭素会計パートナーシップ（PCAF）に加盟しました。

⑤ JICAの気候変動対策・自然に関する主な取り組み

開発途上国の政策強化

多くの開発途上国では、パリ協定に規定されたGHGの排出削減、エネルギー転換の推進や気候変動に対する強靱性を強化するための資金とノウハウが十分ではありません。こうした状況を踏まえ、当法人は各種計画の策定や実施、モニタリングなどに必要な技術の向上、制度の構築などに協力しています。2025年度は2,940人の人材育成を行ったほか、例えば、バングラデシュの経済改革と気候変動対策に向けた開発政策借款を承諾しました。

開発課題への対処と気候変動対策の推進

気候変動対策を推進するためには、持続可能な開発との相乗効果を最大化するとともに、負の影響を最小化するアプローチが重要です。2025年のGHG排出削減量は年間約551万トンを達成しています。例えば、ブータンで水力発電所の建設を行う「水力発電開発事業」やインドで大量高速輸送システム（MRT）の整備を行う「デリー高速輸送システム建設事業（フェーズ4追加路線）」など、GHG排出削減効果が見込まれる円借款事業を承諾しました。

こうした気候変動の緩和策に取り組む一方で、開発途上国で急務となっている適応策に対する協力を拡充していくことも重要です。当法人はこうした認識のもと、適応策の資金協力案件の形成を一層推進しており、2025年8月に開催された第9回アフリカ開発会議（TICAD9）では、国内外のパートナーとの共創を通じ、デジタル技術とデータに基づく具体的な気候変動適応策を推進するTICAD適応イニシアティブを公表しました。

外部資金の活用

緑の気候基金（GCF）は、開発途上国の気候変動対策を資金面で支援する多国間の基金です。当法人

は 2017 年に日本で初めて GCF の認証機関として認定されており、2025 年には認証ステータスがアップグレードされ、新たに融資・出資ができるようになりました。

自然環境の恩恵を生かすファンド投資 | 中南米

当法人は、GCF とともに中南米・カリブ地域の生物多様性保全に貢献する企業に投融資を行うインパクト投資ファンド EcoEnterprises Partners IV, L.P. に出資しています。ファンドマネージャーの EcoEnterprises Impact Management, LLC は、「地球のための投資」をテーマに掲げるインパクト投資業界の先駆者です。環境再生型農業やアグロフォレストリー、エコツーリズムなどを実践する中小企業に投融資を行い、投融資先企業やサプライヤーに対して、経営支援、生物多様性診断やカーボンフットプリント測定のほか、女性のエンパワーメントを促進するための技術支援なども行うことで、開発インパクトの最大化を目指しています。



EcoEnterprises Impact Management, LLC が運営するファンドが融資する環境再生型農業企業の育苗場。コロンビアで放棄された劣化牧草地をオーガニックレモン畑に再生することで生物多様性の回復に貢献しています。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) コンプライアンス

当法人は、日本の ODA の実施機関として法令やルールの遵守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えるため「JICA の行動理念（コンプライアンス・ポリシー）」を定めています。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員や ODA 事業の関係者を対象とする規程やガイドラインを設けています。なかでも、「独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程」および「独立行政法人国際協力機構内部通報規程」では、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報などの各種制度やコンプライアンス委員会の設置を定めています。また、当法人の関連事業で贈収賄などの不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口を設置し、不正や腐敗の防止に取り組んでいます。

当法人職員がフィリピン向け円借款「首都圏鉄道 3 号線改修事業」の調達手続に関する秘密情報を漏えいした事案については、2024 年 11 月に設置した検証委員会による報告書が 2025 年 6 月に公表されました。同報告書の指摘を踏まえて、2025 年 8 月に法務・コンプライアンス部を新設し、組織横断的な法務・コンプライアンス機能の強化に取り組んでいます。検証委員会のモニタリングの下、アンケート調査や情報提供ホットライン設置など、類似事案の把握のための総点検を実施しました。当法人は、コンプライアンス・調達制度に関する執務要領の整備、研修の拡充などを含む徹底した再発防止策を実施しています。

(2) リスク管理

当法人は、中期計画などの組織目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたり、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、組織や業務への影響を評価の上、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として開催する「リスク管理委員会」で、リスクの評価とリスクへの対応に必要な事項を確認・検討することによって、組織的な対応を強化しています。

(3) 金融リスク管理

概要

有償資金協力業務の実施に伴う信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのリスクに対して適切な管理を実施しています。

有償資金協力業務のリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置付け「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、有償資金協力勘定におけるさまざまなリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性や適正な損益水準の確保を図ることを目的としています。同規程に基づき「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化などによりオフ・バランス含む資産の価値が減少または消

失し、損失を被るリスクです。有償資金協力の主たる業務である融資業務のなかで、信用リスク管理は重要な位置付けにあります。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府や国際通貨基金（IMF）・世界銀行といった国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。また海外投融資については、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

● 信用格付

当法人は独自の信用格付制度を導入し、資産自己査定を行うことで信用リスク管理を行っています。信用格付は、個別の与信判断や貸倒引当金の算出、信用リスク計量にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すものです。債務者をソブリン債務者と非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用してすべての与信先に格付を付与し、随時見直しも行っていきます。

● 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を回収不能となる危険性、または価値の毀損に関する危険性の度合に応じて区分する取り組みです。信用リスク管理の手段であり、償却・引当の適時適切な実施のために必要です。当法人は一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施するとともに、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制をとっています。

● 信用リスク計量

また有償資金協力度定では、ポートフォリオ全体のリスク量を把握するため、長期の貸出、開発途上国や新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、パリクラブなど国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）などを織り込んだ独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産や負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当法人の主要な資産である貸付金については、あらかじめ法令または業務方法書などで定められた方法で利率を決定しています。主要な負債である借入金と債券については、市場金利に応じて利率を決定しています。長期にわたる固定金利貸付に起因する金利リスクについては、金利の変動による不利な影響が生じる可能性があることから、資産・負債の総合的管理（ALM）に基づいた適正な負債調達と政府出資金の受け入れや利益剰余金の積み立てによる自己資本の備えなどにより、吸収力を高めています。

また、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求するなど、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務による資金調達や通貨スワップなどを利用して、回避あるいは抑制しています。

また、海外投融資では外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクは、出資先が所在する国の通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクには、資金繰りリスクと市場流動性リスクがあります。資金繰りリスクとは、運用と調達期間のミスマッチや予期せぬ回収遅延・支出増加により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで損失を被るリスクを指します。市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場で取引できなくなる、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることで損失を被るリスクのことです。

当法人では、財政融資資金、政府保証債や財投機関債などの長期かつ安定的な資金調達を行っています。また、資金繰りの状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当法人では、事務に関わるリスク、システムに関わるリスク、内外の不正などにより生じるリスクをオペレーショナルリスクとしており、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

(4) 安全対策3本柱への不断の取り組み

安全対策強化の10年

2016年7月にバングラデシュで発生したダッカ襲撃テロ事件の教訓を踏まえ、当法人は安全対策の抜本的な強化を進めてきました。具体的には、政府関係機関や外部有識者などの協力も得て外務省と当法人が2016年8月に作成・公表した「国際協力事業安全対策会議最終報告」に基づき、脅威情報の収集・分析・共有、ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練、危機発生後の対応体制などを強化してきました。また、当法人は2022年10月に改訂した「安全対策宣言」の中で「人命最優先」「最適の安全対策」「当事者意識」を安全対策の3本の柱と定め、国際協力事業関係者の安全確保に向けた不断の取り組みを行っています。

基本となる取り組みとして、当法人は多岐にわたる情報源や地域情勢に詳しい専門家や有識者の知見も活用しながら、各国・地域の脅威やリスクの分析・評価を日常的に行い、渡航可否の判断や行動規範を国ごとに定めた国別安全対策措置に反映させてきました。最新の現地情報を得るために現地での安全確認調査を通じた情報収集や分析も実施しています。また、治安や感染症などに関する最新情報や注意喚起を周知することによる関係者の安全確保と、有事の際の速やかな安否確認のための「海外渡航管理システム」の整備を行いました。2025年度にこのシステムは、延べ約3.8万人の渡航者の安全対策に活用されています。

また、一人一人が現場で危険を回避するための能力強化にも取り組みました。犯罪や交通事故などが

ら身を守るための対策を集めた「海外安全対策ハンドブック」や犯罪被害の防止策を学ぶセルフディフェンス研修、実際の緊急事態を想定したシミュレーション訓練などを国際協力事業関係者に提供しました。また、海外協力隊の派遣前訓練で実施する安全対策プログラムの改善や実技訓練の見直しにも取り組みました。

緊迫化する世界情勢下での有事対応

世界各国で発生する有事に際し、当法人は入国の見合わせや待機指示、首都への避難、国外退避といった措置を適時に発動しています。2019年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、88カ国に滞在する約6,000人に対し帰国措置を講じました。また、2021年にはミャンマーやアフガニスタンでの政変、2023年にはスーダンでの軍事衝突に伴い、関係者の国外退避を行いました。

2025年度は、インドとパキスタン間の緊張激化、タイとカンボジアの国境紛争、アフリカやアジアの多くの国で発生した騒乱やデモ、戦時下にあるウクライナ、さらにはイランとイスラエルをめぐる中東地域の情勢悪化などに際し、現地に滞在する関係者の安全確保、退避などさまざまな有事対応を行いました。

ロシアによるウクライナ侵略の長期化、中東情勢の一層の混乱など、世界の安全保障環境は大きく変容し続けています。これら緊迫化する世界情勢下で、常に最適な安全対策を講じるため、在外拠点の安全管理対応力の強化やハード面での安全対策の点検、危機管理者向け研修の改善などにも取り組んでいます。

多様なステークホルダーとの連携強化

不安定な情勢が続く海外での関係者の安全確保は、組織を超えた共通の課題です。当法人は外務省、業界団体および海外進出企業などと海外安全に関する情報を共有するなど、連携を強化しています。国際連合安全保安局（UNDSS）とは各国現場レベルでの情報交換や有事対応での協働・連携を深めてきました。多様なステークホルダーとの対話を通じて、海外の現場で直面する具体的な脅威やリスク、課題や経験を共有し、相互の知見を生かした実効性の高い安全対策の強化に努めています。

2025年度は国際協力事業関係者にとどまらず、海外進出企業、海外安全に関する各種ネットワーク組織などとの安全対策に関する意見交換や情報共有、海外安全管理セミナーでの発表など、ノウハウの共有にも積極的に取り組みました。

海外の活動を支える健康管理体制

当法人の職員や専門家、協力隊員などが健康に活動し無事帰国できるよう、本部の産業医、顧問医および看護師と在外健康管理員（看護師）が連携し、平時、緊急時の健康管理や医療面での支援を行っています。

2025年度も、派遣前の予防接種や健康診断による予防および早期発見に加え、渡航中も本部が在外拠点や在外健康管理員と連携し、感染症に関する啓発・注意喚起や日常生活での健康指導のほか、傷病の対応を行いました。また、緊急の治療を要する傷病に対し24時間365日対応できる連絡体制を整え、傷病者を支援したほか、任国での検査や治療が困難な場合には、第三国または日本への緊急移送を行いました。

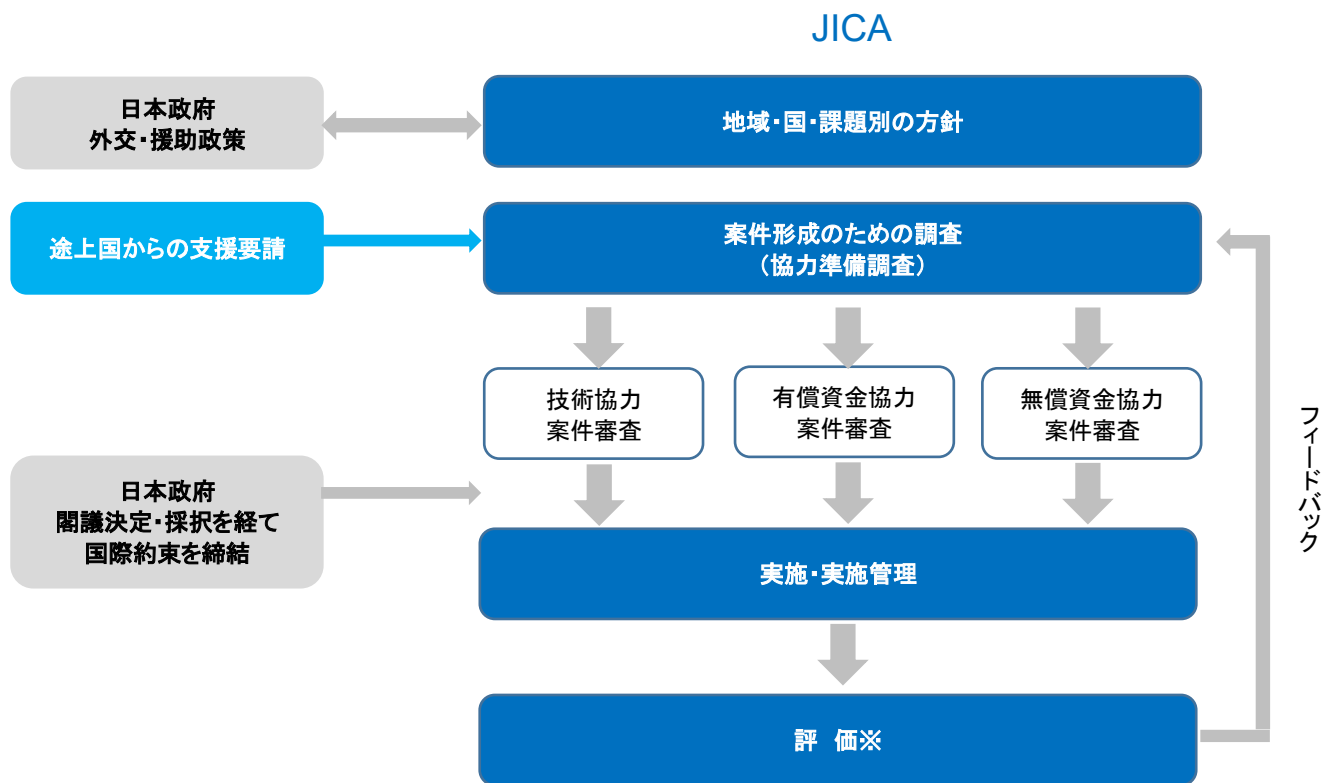
さらに、産業医や顧問医と看護師などで構成する医療巡回調査を各国へ派遣し、現地の医療事情を把握するとともに関係者への啓発を行いました。当法人は、海外で活動する関係者が健康に過ごせるよう、日々その支援の強化に取り組んでいます。

人命・安全を最優先に

現在の世界は貧困、格差、気候変動、武力紛争やテロ、感染症など、長期の複合的危機下にあります。当法人は「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの実現のために引き続き現場での活動を重視しています。当法人は過去の重大事件を組織の記憶として継承し、安全対策宣言で掲げる「人命最優先」を踏まえ、引き続きその強化に取り組んでいきます。

9. 業績の適正な評価の前提情報

当法人が行う事業の主要なスキームの概観は下図のとおりです。また、各事業の PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民への説明責任 (アカウンタビリティ) を十分に果たす仕組みを導入しています。



※当法人では、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業の更なる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

当法人の令和7年度における業務実績については、[業務実績等報告書](#)をご参照ください。

業務の業況

令和7年度の有償資金協力業務の実績は、円借款の融資に係る承諾件数が27件、承諾額が16,891億円、海外投融資の出融資に係る承諾件数は27件、承諾額は2,026億円となりました。また、出融資に係る実行額は円借款が17,165億円、海外投融資が3,443億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた令和7年度の承諾状況を地域別にみると、アジア地域への承諾額は9,348億円で、地域別シェアは49.4%を占め最も多く、次いで欧州地域（ウクライナ）向けが4,719億円、中南米地域が1,950億円、中東地域が1,801億円、アフリカ地域が697億円、対象国が複数にまたぐ案件が402億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた国別承諾額の上位5カ国は、ウクライナ4,719億円、インド2,759億円、フィリピン2,433億円、バングラデシュ1,521億円、エジプト1,000億円となりました。

円借款、海外投融資を合わせた部門別承諾比率をみると、運輸（37.1%）、プログラム型借款（34.6%）、社会的サービス（8.9%）、その他（7.0%）、電力・ガス（5.6%）、灌漑・治水・干拓（3.4%）、農林・水産業（3.3%）の順で承諾額が多くなっています。

また、海外投融資ではドル建て出融資案件計25件を承諾しました。ドル建て借款の承諾実績はありませんでしたが、過年度承諾済み案件の貸付実行を行いました。

表1 円借款、海外投融資を合わせた令和7年度 業務実績
(単位：百万円)

承諾	1,891,645
実行	2,060,781
回収	863,067
残高	19,304,884

注：残高については債権管理上の実績であり、財務諸表上の金額とは計上方法が異なります。

表2 令和7年度 地域別・金融目的別承諾額

(単位：百万円)

地域別	金融目的	円借款		海外投融资		合計	
		金額	件数	金額	件数	金額	件数
アジア		907,741	17	27,073	4	934,814	21
	東アジア	—	—	—	—	—	—
	東南アジア	423,948	9	23,167	3	447,115	12
	南アジア	462,425	7	—	—	462,425	7
	中央アジア・コーカサス	21,368	1	3,906	1	25,274	2
大洋州		—	—	—	—	—	—
中南米		82,552	4	112,474	10	195,026	14
	中米・カリブ	10,930	1	22,165	2	33,095	3
	南米	71,622	3	90,309	8	161,931	11
中東		180,077	3	—	—	180,077	3
欧州		471,900	1	—	—	471,900	1
アフリカ		46,825	2	22,843	2	69,668	4
国際機関等		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	40,160	11	40,160	11
合計		1,689,095	27	202,550	27	1,891,645	54

注：「その他」は対象国が複数にまたぐ案件を指す。

(2) 自己評価

当法人の令和6年度における業務実績の自己評価及び主務大臣評価結果は、下表のとおりです。詳細については、[当法人の業務実績等報告書](#)及び[主務大臣評価](#)をご参照ください。

令和6年度自己評価及び主務大臣評価結果並びに行政コスト

単位：百万円

項目		自己評価	主務大臣評価	行政コスト
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
日本の国際協力の重点課題		S	A	120,832
No. 1	開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保	S	S	
No. 2	開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進	S	S	
No. 3	普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現	S	A	
No. 4	地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築	S	S	
No. 5	地域の重点取組	A	A	
No. 6	JICA開発大学院連携・JICAチェアを通じた親日派・知日派リーダーの育成	A	A	8,153
No. 7	民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献	S	A	5,709
No. 8	多様な担い手と開発途上地域との結びつきの強化及び外国人材受入・多文化共生への貢献	S	S	25,904
No. 9	事業実施基盤の強化	S	S	5,028
II. 業務運営の効率化に関する事項				
No. 10	組織体制・基盤の強化、DXの推進を通じた業務改善・効率化	S	S	
No. 11	業務運営の効率化、適正化	C	C	
III. 財務内容の改善に関する事項				
No. 12	財務内容の改善に関する事項	B	B	
IV. 安全対策・工事安全に関する事項				
No. 13	安全対策・工事安全に関する事項	A	A	
V. その他業務運営に関する重要事項				
No. 14	内部統制	C	D	
No. 15	組織力強化に向けた人事	A	A	

※年度評価の項目別評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定））

(3) 主務大臣による過年度の総合評定の状況

当法人の主務大臣による過年度の総合評定の状況は、下表のとおりです。詳細については、当法人主務省による業務実績評価報告書をご参照ください。

第4期中期目標期間					第5期中期目標期間				
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
B	A	A	A	A	A	A	B	-	-

※年度評価の総合評定における評定区分は以下のとおり。

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（引用：独立行政法人の評価に関する指針（平成31年3月12日改定 総務大臣決定））

11. 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
事業益金	147,874	166,008	注1
雑収入	22,581	27,332	
計	170,455	193,340	
支出			
事業損金	223,438	146,385	注2
予備費	141	-	
計	223,578	146,385	

注1 貸付金の貸付利回りが予定を上回ったこと等のため。

注2 不用額を生じたのは、金利が予定を下回ったことに伴い借入金利息が減少したこと、借入金の残高が予定を下回ったこと等により、支払利息を要することが少なかったこと等のため。

詳細については、決算報告書をご参照ください。

12. 財務諸表

財務諸表の体系内の情報の流れを明示するため、表の間でつながりのある項目に「*」を付しており、繋がりのある項目同士で共通の番号としています。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金 (* 1)	900,787	1年以内償還予定債券	112,011
貸付金	18,741,388	1年以内償還予定財政融資資金借入金	180,885
貸倒引当金 (△)	△ 204,202	その他	88,995
その他	99,446	固定負債	
固定資産		債券	1,777,264
有形固定資産	9,989	財政融資資金借入金	7,171,259
無形固定資産	12,910	その他	10,212
投資その他の資産		負債合計	9,340,626
金銭の信託	238,247	純資産の部 (* 2)	
<small>破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権</small>	87,063	資本金	
貸倒引当金 (△)	△ 87,063	政府出資金	8,483,828
その他	114,596	利益剰余金	
		準備金	2,012,206
		当期未処分利益	47,103
		評価・換算差額等	29,398
		純資産合計	10,572,535
資産合計	19,913,161	負債純資産合計	19,913,161

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	175,197
経常費用 (* 3)	175,179
臨時損失 (* 4)	18
行政コスト合計	175,197

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用（*3）	175,179
有償資金協力業務関係費	175,179
債券利息	52,452
借入金利息	52,393
金利スワップ支払利息	7,455
業務委託費	17,926
金融派生商品費用	14,355
物件費	21,574
その他	9,024
経常収益	222,290
有償資金協力業務収入	206,861
貸付金利息	160,216
貸倒引当金戻入	23,391
その他	23,254
その他	15,429
臨時損失（*4）	18
臨時利益	10
当期総利益（*5）	47,103

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	8,425,448	2,012,206	19,999	10,457,653
当期変動額	58,380	47,103	9,399	114,882
当期総利益（*5）	-	47,103	-	47,103
その他	58,380	-	9,399	67,779
当期末残高（*2）	8,483,828	2,059,309	29,398	10,572,535

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	295,382
貸付による支出	△ 1,925,950
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 229,340
貸付金の回収による収入	847,897
財政融資資金借入による収入	1,419,850
債券の発行による収入	179,063
その他収入・支出	3,862
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 119,005
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,280
資金に係る換算差額	11,379
資金増加額（又は△減少額）	246,035
資金期首残高	654,752
資金期末残高（*6）	900,787

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高（*6）	900,787
現金及び預金（*1）	900,787

詳細については、財務諸表をご参照ください。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

(資産)

令和7年度末現在の資産合計は19,913,161百万円と、前年度末比1,539,684百万円増となっております。これは、貸付金の増加1,134,599百万円が主な要因です。

(負債)

令和7年度末現在の負債合計は9,340,626百万円と、前年度末比1,424,802百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金の増加1,238,965百万円が主な要因です。

(2) 行政コスト計算書

令和7年度の行政コストは175,197百万円であり、主な内訳は有償資金協力業務関係費175,179百万円です。

(3) 損益計算書

(経常費用)

令和7年度の経常費用は175,179百万円と、前年度比13,269百万円増となっております。これは、借入金利息が前年度比13,928百万円増となったことが主な要因です。

(経常収益)

令和7年度の経常収益は222,290百万円と、前年度比31,307百万円増となっております。これは、貸倒引当金戻入が前年度比23,391百万円増となったことが主な要因です。

(当期総損益)

上記経常損益の状況に加えて臨時損益として固定資産除却損等18百万円、固定資産売却益10百万円を計上した結果、令和7年度の当期総利益は47,103百万円と、前年度比18,074百万円増となっております。

(4) 純資産変動計算書

令和7年度末の純資産は10,572,535百万円と、前年度末比114,882百万円増となっております。これは、政府出資金58,380百万円の受入及び当期総利益47,103百万円の計上が主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和7年度の業務活動によるキャッシュ・フローは295,382百万円と、前年度比205,819百万円増となっております。これは、財政融資資金借入による収入が前年度比386,450百万円増、貸付による支出が130,279百万円増となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和7年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△119,005百万円と、前年度比179,305百万円減となっております。これは、定期預金の払戻による収入が168,234百万円減、金銭の信託の増加による支出が99,568百万円増となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和7年度の財務活動によるキャッシュ・フローは58,280百万円と、前年度比22,993百万円減となっております。これは、政府出資の受入による収入が前年度比22,950百万円減となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況（内部統制強化に貢献した主要な取組、内部統制に関連する規程等の改正状況、内部統制関連委員会の開催状況）をモニタリングするとともに、内部統制上の重要課題を明確化し、理事会に対して報告しています。加えて、内部統制をテーマとした研修を実施し、全役職員等の内部統制に係る一層の理解の促進及び意識の向上を図っています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 49 年 8 月 国際協力事業団として設立

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構として設立

平成 20 年 10 月 旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く）を承継

(2) 設立根拠法

独立行政法人国際協力機構法(平成 14 年法律第 136 号)

(3) 主務大臣

外務大臣

財務大臣（管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項）

農林水産大臣（開発投融資事業のうち農林業の開発に係るものに関する事項）

(4) 組織図（令和8年3月31日現在）



※最高デジタル責任者（CDO）を含む。

(5) 事務所の所在地（令和8年3月31日現在）

本部（麹町）：東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
本部（竹橋）：東京都千代田区大手町 1-4-1 竹橋合同ビル
本部（市ヶ谷）：東京都新宿区市谷本村町 10-5
北海道センター（札幌）：北海道札幌市白石区本通 16 南 4-25
北海道センター（帯広）：北海道帯広市西 20 条南 6-1-2
東北センター：宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 20 階
筑波センター：茨城県つくば市高野台 3-6
東京センター：東京都渋谷区西原 2-49-5
横浜センター：神奈川県横浜市中区新港 2-3-1
北陸センター：石川県金沢市本町 1-5-2 リファール(オフィス棟)4 階
中部センター：愛知県名古屋市中村区平池町 4-60-7
関西センター：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1-5-2
中国センター：広島県東広島市鏡山 3-3-1
四国センター：香川県高松市鍛冶屋町 3 番地 香川三友ビル 1 階
九州センター：福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1
沖縄センター：沖縄県浦添市字前田 1143-1
二本松青年海外協力隊訓練所：福島県二本松市永田字長坂 4-2
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所：長野県駒ヶ根市赤穂 15
インドネシア事務所：インドネシア ジャカルタ
マレーシア事務所：マレーシア クアラルンプール
フィリピン事務所：フィリピン マニラ
タイ事務所：タイ バンコク
カンボジア事務所：カンボジア プノンペン
ラオス事務所：ラオス ビエンチャン
東ティモール事務所：東ティモール デイリ
ベトナム事務所：ベトナム ハノイ
ミャンマー事務所：ミャンマー ヤンゴン
中華人民共和国事務所：中華人民共和国 北京
モンゴル事務所：モンゴル ウランバートル
ブータン事務所：ブータン ティンプー
バングラデシュ事務所：バングラデシュ ダッカ
インド事務所：インド ニューデリー
ネパール事務所：ネパール カトマンズ
パキスタン事務所：パキスタン イスラマバード
スリランカ事務所：スリランカ コロンボ
アフガニスタン事務所：アフガニスタン カブール
キルギス事務所：キルギス ビシュケク

タジキスタン事務所：タジキスタン ドウシャンベ
ウズベキスタン事務所：ウズベキスタン タシケント
フィジー事務所：フィジー スバ
パプアニューギニア事務所：パプアニューギニア ポートモレスビー
パラオ事務所：パラオ コロール
キューバ事務所：キューバ ハバナ
ドミニカ共和国事務所：ドミニカ共和国 サントドミンゴ
エルサルバドル事務所：エルサルバドル サンサルバドル
グアテマラ事務所：グアテマラ グアテマラ・シティ
ホンジュラス事務所：ホンジュラス テグシガルパ
メキシコ事務所：メキシコ メキシコ
ニカラグア事務所：ニカラグア マナグア
パナマ事務所：パナマ パナマ
セントルシア事務所：セントルシア グロス・イスレット
ボリビア事務所：ボリビア ラパス
ブラジル事務所：ブラジル サンパウロ
エクアドル事務所：エクアドル キト
パラグアイ事務所：パラグアイ アスンシオン
ペルー事務所：ペルー リマ
アメリカ合衆国事務所：アメリカ合衆国 ワシントン
イラン事務所：イラン テヘラン
イラク事務所：イラク バグダッド
パレスチナ事務所：パレスチナ ラマツラ
ヨルダン事務所：ヨルダン アンマン
エジプト事務所：エジプト カイロ
モロッコ事務所：モロッコ ラバト
チュニジア事務所：チュニジア チュニス
スーダン事務所：スーダン ハルツーム
エチオピア事務所：エチオピア アディスアベバ
ガーナ事務所：ガーナ アクラ
ケニア事務所：ケニア ナイロビ
マラウイ事務所：マラウイ リロングウェ
ナイジェリア事務所：ナイジェリア アブジャ
南アフリカ共和国事務所：南アフリカ共和国 プレトリア
ウガンダ事務所：ウガンダ カンパラ
タンザニア事務所：タンザニア ダルエスサラーム
ザンビア事務所：ザンビア ルサカ
アンゴラ事務所：アンゴラ ルアンダ

カメルーン事務所：カメルーン ヤウンデ
 コートジボワール事務所：コートジボワール アビジャン
 マダガスカル事務所：マダガスカル アンタナナリボ
 モザンビーク事務所：モザンビーク マプト
 ルワンダ事務所：ルワンダ キガリ
 セネガル事務所：セネガル ダカール
 コンゴ民主共和国事務所：コンゴ民主共和国 キンシャサ
 南スーダン事務所：南スーダン ジュバ
 ジブチ事務所：ジブチ ジブチ
 ウクライナ事務所：ウクライナ キーウ
 トルコ事務所：トルコ アンカラ
 バルカン事務所：セルビア ベオグラード
 フランス事務所：フランス パリ

(6) 関連公益法人等の情報

当法人の主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等は、別添のとおりです。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産	14,241,210	15,473,216	17,212,370	18,373,477	19,913,161
負債	4,131,924	5,258,958	6,867,574	7,915,824	9,340,626
純資産	10,109,285	10,214,257	10,344,796	10,457,653	10,572,535
行政コスト	129,605	112,828	133,411	161,961	175,197
経常費用	129,546	112,819	133,363	161,910	175,179
経常収益	152,414	167,170	206,897	190,983	222,290
当期総利益	22,811	54,348	73,486	29,028	47,103

(8) 翌年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	170,535
雑収入	14,974
計	185,509
支出	
事業損金	297,925
予備費	141
計	298,066

② 収支計画

(単位：百万円)

区別	合計
収入	
事業益金	
事業益金	170,535
貸付金利息	169,324
保証料	13
配当金収入	1,199
雑収入	14,974
運用収入	
運用収入	2,109
雑収入	12,866
労働保険料被保険者負担金	26
雑収入	12,839
収入合計	185,509
支出	
事業損金	297,925
役員給	58
職員基本給	2,540
職員諸手当	2,527
超過勤務手当	229
休職者給与	94
退職手当	346
諸支出金	1,091
旅費	1,432
業務諸費	21,546
交際費	1
税金	127
業務委託費	30,548
支払利息	236,041
債券発行諸費	1,344
予備費	141
支出合計	298,066

③ 資金計画

(単位：百万円)

支出		収入	
区分	金額	区分	金額
貸付金	2,241,390	前期末現金預け金	893,575
出資金	78,610	一般会計出資金	50,280
民間借入金償還	268,200	民間借入金	268,200
財政融資資金借入金償還	180,885	財政融資資金借入金	1,261,600
債券償還金	110,806	国際協力機構債券	440,000
固定資産取得費	1,036	貸付回収金	820,268
事業損金	297,925	事業益金	170,535
その他支出	129,873	雑収入	14,974
予備費	141	その他収入	145,929
期末現金預け金	756,496		
合計	4,065,362	合計	4,065,362

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

貸付金：有償資金協力業務の貸付金

貸倒引当金：貸付金等に係る引当金

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具等独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

無形固定資産：有形固定資産、投資その他の資産以外の長期資産で、商標権、ソフトウェア等具体的な形態を持たない無形固定資産

投資その他の資産：投資有価証券、関係会社株式、金銭の信託、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権、差入保証金等

債券：事業資金調達のため発行する債券

財政融資資金借入金：財政融資資金からの借入金

政府出資金：国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

準備金：有償資金協力勘定の利益にかかる積立金

評価・換算差額等：ヘッジ会計、投資有価証券の評価等により発生する評価差額金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用：損益計算書における経常費用、臨時損失

行政コスト：独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

有償資金協力業務関係費：有償資金協力業務に要した費用

有償資金協力業務収入：有償資金協力業務の貸付金の利息の受入等

臨時損失：固定資産の除却損等

臨時利益：固定資産の売却益等

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、サービスの購入等による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：リース債務の返済による支出、政府出資の受入による収入

が該当

資金に係る換算差額：外貨建て取引を円換算した場合の差額

(2) その他公表資料との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

- i 業務実績等報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/disc/jisseki/index.html>)
- ii 国際協力機構統合報告書 (<https://www.jica.go.jp/about/report/>)

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	カフコジャパン投資株式会社 法人番号：8010001014164	日本アマゾンアルミニウム株式会社 法人番号：5010001061754
業務概要	バングラデシュ人民共和国チッタゴン市における尿素及びアンモニア製造	ブラジル連邦共和国パラ州におけるアルミナ生産及びアルミ製錬
役員氏名	役員数9名 代表取締役社長 平野 智彦 代表取締役副社長 宮崎 卓 (国際協力機構 審査部長、退職出向) 監査役 野田 光地 (国際協力機構 連携協力調査員、退職出向)	役員数12名 代表取締役社長 岡田 俊郎 監査役 長瀬 利雄 (国際協力機構 ラオス事務所長、退職出向)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → カフコジャパン投資(株) (出資)	(独)国際協力機構 → 日本アマゾンアルミニウム(株) (出資)
資産	11,539,928,474 円	62,291,441,713 円
負債	61,217,075 円	671,819,197 円
資本金	5,023,900,000 円	58,564,532,140 円
利益剰余金	6,454,811,399 円	△ 2,321,649,242 円
営業収入	6,756,529,701 円	112,592,996 円
経常損益	6,640,027,571 円	△ 649,494,864 円
当期損益	5,926,970,954 円	△ 650,704,864 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	6,120,219,659 円	△ 2,542,790,842 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：46,606株 ・取得価額：2,436,204,983円 ・貸借対照表計上額：2,636,509,172円（前年度末からの増加額61,374,166円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：尿素及びアンモニア製造事業資金 ・当初出資年月日：1990年7月27日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：496,652,800株 ・取得価額：25,066,535,300円 ・貸借対照表計上額：17,883,975,490円（前年度末からの減少額189,851,568円） ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：アルミナ及びアルミ製錬事業資金 ・当初出資年月日：1978年8月29日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合（競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合）	該当なし	該当なし

(注) 1 上記金額は令和6年9月1日～令和7年8月31日までの期間の金額である。
2 当該法人の出資先であるKarnaphuli Fertilizer Company Limitedは独立行政法人会計基準第120第2項(2)の関連会社に該当せず、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 上記金額は令和7年1月1日～令和7年12月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)
事項	サウディ石油化学株式会社 法人番号： 2010001017924	スマトラパルプ株式会社 法人番号： 5010001020529
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造・販売	インドネシア共和国南スマトラ州ムアラエニム県におけるユーカリベリータの植林木を原料とするパルプ工場の建設、パルプの生産・販売
役員氏名	役員数18名 代表取締役社長 竹内 修身 常務取締役 工藤 勉 (国際協力機構 ミャンマー事務所長、休職出向)	役員数 6名 代表取締役社長 榎本 卓哉 代表取締役副社長 野田 光地 (国際協力機構 連携協力調査員、休職出向) 監査役 本図 繁生 (国際協力機構 審議役兼次長 (海外投融資担当)、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → サウディ石油化学(株) (出資)	(独)国際協力機構 → スマトラパルプ(株) (出資)
資産	86,041,757,463 円	11,747,653 円
負債	25,834,859,351 円	907,913,387 円
資本金	14,200,000,000 円	100,000,000 円
利益剰余金	46,006,898,112 円	△ 996,165,734 円
営業収入	1,351,252,769 円	36,011,155 円
経常損益	△ 353,230,285 円	△28,359,376 円
当期損益	1,828,791,596 円	△28,539,433 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	23,956,898,112 円	△ 996,165,734 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：2,107,500株 ・取得価額：7,269,880,619円 ・貸借対照表計上額：21,854,366,156円 (前年度末からの増加額193,827,515円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：エチレングリコール等石油化学製品の製造事業資金 ・当初出資年月日：1981年6月17日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：114,032株 ・取得価額：2,758,289,455円 ・貸借対照表計上額：1円 (前年度末からの増減なし) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：パルプ生産事業資金 ・当初出資年月日：1995年4月21日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に 係る金額・割合 (競争契約、 企画競争・公募及び競争性の ない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

(注) 1 上記金額は令和7年1月1日～令和7年12月31日までの期間の金額である。
2 当該法人の出資先であるEastern Petrochemical Companyは独立行政法人会計基準第120第2項 (2) の関連会社に該当せず、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 上記金額は令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)	(独立行政法人会計基準第120第2項 (2) に該当する関連会社)
事項	日本・サウジアラビアメタノール株式会社 法人番号： 6010401022677	JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund 法人番号： -
業務概要	サウジアラビア王国東部州アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	ASEAN諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資
役員氏名	役員数 12名 代表取締役社長 徳田 伸一 常務取締役総務部長 府川 賢祐 (国際協力機構 管理部長、兼職) 常勤監査役 西片 高俊 (国際協力機構 監査室長、休職出向)	役員数 3名 Chairperson Peter Fanconi Director Christophe Grünig Director Tetsuro Uemae
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → 日本・サウジアラビアメタノール(株) (出資)	(独)国際協力機構 → JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund (出資)
資産	124,649,053,185 円	36,191,036,302 円
負債	53,361,828,011 円	1,405,887,912 円
資本金	2,310,000,000 円	34,785,148,389 円
利益剰余金	69,258,814,174 円	△ 3,548,666,852 円
営業収入	51,366,583,529 円	2,691,469,757 円
経常損益	1,552,965,110 円	980,103,816 円
当期損益	1,030,144,919 円	980,103,816 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	66,529,803,466 円	△ 3,548,666,852 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：1,386,000株 ・取得価額：7,149,297,104円 ・貸借対照表計上額：21,602,189,446円 (前年度末からの増加額312,165,127円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：メタノール製造事業資金 ・当初出資年月日：1979年12月17日 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：6,000株 ・取得価額：6,454,158,320円 ・貸借対照表計上額：9,235,868,389円 (前年度末からの増加額245,168,389円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：ファンド投資資金 ・当初出資年月日：2016年10月21日
債権・債務の明細	該当なし	該当なし
債務保証の明細	該当なし	該当なし
総売上高と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額・割合)	該当なし	該当なし

(注) 1 上記金額は令和7年1月1日～令和7年12月31日までの期間の金額である。
2 当該法人の出資先であるJSMC PANAMA S.A.は独立行政法人会計基準第120第2項 (2) の関連会社に該当せず、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 上記金額は令和7年1月1日～令和7年12月31日までの期間の金額である。

法人種別・名称	(独立行政法人会計基準第120第2項(2)に該当する関連会社)
事項	Ship Aichi Medical Service Limited 法人番号：-
業務概要	バングラデシュ人民共和国ダッカ市における民間総合病院の設立・運営
役員氏名	役員数 9名 Chairman 小島 秀男 Managing Director Dr. Moazzem Hossain 非常勤取締役 天田 聖 (国際協力機構 バングラデシュ事務所企画調査員、兼職)
関連会社と当機構の取引の関連図	(独)国際協力機構 → Ship Aichi Medical Service Limited (出資)
資産	4,769,182,569 円
負債	3,002,851,694 円
資本金	5,032,831,230 円
利益剰余金	△ 3,266,500,355 円
営業収入	408,288,704 円
経常損益	△ 1,115,079,882 円
当期損益	△ 1,127,848,864 円
当期末処分利益 (当期末処理損失)	△ 3,266,500,355 円
当機構が保有する当該会社の株式数、取得価額、貸借対照表計上額等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式数：560,000株 ・取得価額：748,809,600円 ・貸借対照表計上額：257,368,200円(前年度末からの減少額143,244,792円) ・根拠法：独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第二号ロ ・法令の規定：我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、当該資金に係る債務の保証を行い、当該資金の調達のために発行される社債等を取得し、又は当該開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。 ・出資目的：民間総合病院設立・運営事業資金 ・当初出資年月日：2019年5月22日
債権・債務の明細	該当なし
債務保証の明細	該当なし
総売上高と当機構の発注等に 係る金額・割合(競争契約、 企画競争・公募及び競争性の ない随意契約の金額・割合)	該当なし

(注) 1 上記金額は令和6年7月1日～令和7年6月30日までの期間の金額である。
2 当該法人の出資先であるShip Medical & Consumable Supplies Limitedは独立行政法人会計基準第120第2項(2)の関連会社に該当せず、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

法人種別・名称	(関連公益法人等)		(関連公益法人等)	
	一般財団法人国際臨海開発研究センター 法人番号：4010405010523		特定非営利活動法人太陽の船復原研究所 法人番号：8011105003937	
事項				
業務概要	(1)プロジェクト調査研究事業 ①世界の臨海開発及び国際物流に関する調査研究を行うこと ②海外における臨海開発及び物流に関する協力プロジェクトを行うこと (2)国際協力支援事業 ①臨海開発及び物流に関する我が国の技術の諸外国に対する技術移転を行うこと ②世界の臨海開発及び国際物流に関する情報の収集、分析を行うこと (3)国際交流・広報事業 ①臨海開発及び物流に係る海外の研究者及び専門家との国際交流を推進すること ②世界の臨海開発及び国際物流に関する研究会、講演会等の開催及び出版物の刊行を行うこと ③内外の研究機関と世界の臨海開発及び国際物流に関する共同研究を行うこと (4)その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと		(1)文化財保存・修復事業 (2)文化財に関する調査研究事業 (3)文化財に関する情報収集・提供事業	
役員氏名	役員数 8名 代表理事・理事長 三宅 光一		役員数 10名 理事 吉村 作治	
関連公益法人等と当機構の取引の関連図	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(独)国際協力機構</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(一財)国際臨海開発研究センター</div> (業務委託)		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(独)国際協力機構</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(特非)太陽の船復原研究所</div> (業務委託)	
資産	2,303,766,791 円		39,710,167 円	
負債	212,203,251 円		24,403,804 円	
(正味財産増減計算書)				
正味財産期首残高	2,001,883,241 円		-	
当期正味財産増減額				
一般正味財産増減の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円		・受取補助金等 -	
・その他の収益	・その他の収益 1,086,754,968 円		・その他の収益 -	
○費用	○費用 997,074,669 円		○費用 -	
指定正味財産増減の部				
○収益	○収益		○収益	
・受取補助金等	・受取補助金等 0 円		・受取補助金等 -	
・その他の収益	・その他の収益 0 円		・その他の収益 -	
○費用	○費用 0 円		○費用 -	
正味財産期末残高	2,091,563,540 円		15,306,363 円	
(活動計算書)				
正味財産期首残高	-		1,626,487 円	
当期収入合計額	-		60,861,338 円	
当期支出合計額	-		47,181,462 円	
当期収支差額	-		13,679,876 円	
関連公益法人等の基本財産に対する出えん、抛出、寄附等の明細 運営費、事業費等に充てるため負担した会費、負担金等の明細	該当なし		該当なし	
関連公益法人に対する債権・債務の明細	未払金：234,097,305 円 未収入金：該当なし		該当なし	
債務保証の明細	該当なし		該当なし	
事業収入と当機構の発注等に係る金額・割合 (競争契約、企画競争・公募及び競争性のない随意契約の金額等・割合)	総事業収入 1,069,295,674 円 (うち当機構取引額 766,771,538 円 71.7%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (735,604,138 円 95.9%) 競争性のない随意契約 (31,167,400 円 4.1%) その他 (0 円 0.0%)		総事業収入 46,863,416 円 (うち当機構取引額 46,863,416 円 100.0%) 競争契約 (0 円 0.0%) 企画競争・公募 (0 円 0.0%) 競争性のない随意契約 (46,863,416 円 100.0%) その他 (0 円 0.0%)	

(注) 1 「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成23年法律第70号)により活動計算書を作成している。
 2 上記金額は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間の金額である。